



一 壹御土器  
一 蓮菜御肴  
一 御銚子  
一 御伽

御城御先番原田 御供中山 神山

晴 同十六日 夕番

一 御剣術廣瀬小太夫罷出ル

晴 同十七日 非番 歌占 謡納

一 鏝丸様、山城守様与被遊御叙位、今日御出ニ付厂御間之御振合ニ而於表御居間御逢、御熨斗上之御給仕人服紗半

晴 同十八日 昼詰 夕番

一 曉七半時之御供揃御服紗、御半袴ニ而御老中松平和泉守様御登城前御逢、夫方惣御老中様御廻勤、御供

一 堀丹右衛門方、明十九日為看病此元出立、今日被召出候事

晴 同十九日

一 五ツ時之御供揃ニ而御服紗御半袴、紀州様、尾張様、水戸様御勤、御供自身、原田

一 御餅搗ニ付長御のし、御雑煮、御吸物御祝

晴 同廿日 非番

一 今日迄諸御稽古御休

一 今晚五ツ時比松平相模守様御上屋敷出火ニ付御出馬、八半時比御帰殿御供狩野、吉田軍、田代、金澤、岩瀬、原田、駈付方御帰座御供中山、小堀、自身

晴 同廿一日 夕番

一 御長袴被為召、来年頭之御習礼被遊候事、御城坊主五人罷出ル

晴 同廿二日 昼詰泊

一 為歳暮御祝儀、白金御裏方太守様御入ニ付御送迎例之通、御のし御半袴但後御服紗御半袴ニ御召替、奥方願ニよりて也、是ハ以来之見合ニ者成不申由、島田方噂

一 今日於御次、兼々出精相勤且御櫛番御謡番御習書懸をも相勤候付、御内々被下候旨、羽二重御小袖 九曜御紋付、越後縞御帷子御野羽織

晴 同廿三日 明番

一 菊御屋形様、上使を以寒氣御尋として鮮鯛御拝領ニ付、御熨斗目御半袴ニ而奥へ被為入候事

晴 同廿四日 夕番

晴 同廿五日 明番

一 五時之御供揃ニ而処々御廻勤、御帰座夕七ツ半時、御供吉田軍、金澤

晴 同廿六日 昼詰泊

一 五ツ時之御供揃ニ而妙解院、小林院、清光院、松光寺御参詣、御先番田代、小堀、中山、神山、金澤、御供 吉田軍、岩瀬

同廿七日 出野 新田

一 喜連川左馬頭様龍口へ御出ニ付御出被遊、御帰殿五ツ時前

晴 同二十八日 非番

一 六時之御供揃ニ而御登城、西丸へも御登營、夫方龍口へ御出御帰殿暮六時

晴 同廿九日 夕番

一 歳暮ニ付暮時分御熨斗目御半袴、於表御居間御祝左之通

御方ハ御庭方御駕ニ付申、若殿様御出迎ハ御三階下御障子内ニテ、御継上下御送り  
ハ御三階ニテ少々御対座御袴計り御給仕、始終肩衣着、龍口同役五人加勢ニ参ル事

晴 同廿七日 明番 助を取

一 五ツ半時之御供揃ニ而、堀田摂津守様、堀田備中守様、渡部備中守様、松平肥後  
守様御勤メ、龍口へ御出、御帰座暮比、御供田代、自身

晴 同廿八日 非番

晴 同廿九日 加番 太守様御出ニ付御入之事、御帰座之節計り、其余引ク 謡

一 太守様五ツ半時之御供揃ニ而、当御屋形方御入夜四半時御帰座被遊候事

晴 同三十日 夕番 冬至

晴 十二月朔日 昼詰泊 川浸

一 今朝六時之御供揃ニ而御登城被遊、御退出方松平摂津守様御勤、御湯漬御所望之  
処、御馬事杯被為在候故、夕御膳も御饗応ニ而夜五ツ比御帰座、御供 岩瀬、小林

晴 同二日 明番

一 所々御取遣之御紙面草稿を申上候へハ、御紙面之草稿を御附江見せ可申、若又其  
間合無之節ハ諸達書ニても其御趣意を演舌仕候様、堀内方噂致候旨中山より噂

晴 同三日 非番

晴 同四日 夕番 謡

一 御会之節孟子を講ス

晴 同五日 昼詰泊りハ助を取

御櫛二侍

晴 同六日 明番

一 今朝六半時之御供揃ニ而御忍御馬ニ而平井新田御屋敷へ為御放鷹御出、御帰暮比、  
御先番本間、神山、御供中山、金澤、自身、原田

晴 同七日 非番 無事

晴 同八日 加番

晴 同九日 夕番 歌占 謡

一 四ツ時之御供揃ニ而龍口へ被遊御出候、今日京都御留守居白杉仙九郎、御掛緒を  
持下り候付、於表海御間御覽、御召御熨斗目長御帰座御出共御のし等上り不申候事、  
御供狩野、阿部

晴 同十日 昼詰泊 来年頭御給仕稽古

晴 同十一日 明番

一 曲木様御出、御馬事御茶御手あふり例之通今日上之御刀少々間違、例之御刀番尻  
り之右之上候由、吉田軍心得違ニて伺ニ相成候事

一 岩瀬、本役被仰付候事

晴 同十二日 非番

一 瑤光院様御詰中ニ付、平服ニ而謁

晴 同十三日 夕番

一 御煤拂ニ付御重入御服紗、御半袴、御側ニ差上置、御赤飯御酒御煮染御祝被遊候  
事、右ニ付同役惣出、大御掃除之事

晴 同十四日 昼詰泊 謡

晴 同十五日 明番

一 六時之御供揃ニ而御服紗御半袴御登城、西御丸へも御登宮

極晴 同十二日 夕番 小林江頼

一 為御廻勤大塚吹上方御出、目白臺二而御昼被召上、御帰座七半時過目白臺御先番  
本間、岩瀬、小林、御供狩野、原田

晴 同十三日 非番

晴 同十四日 加番 謡

一 御馬事

晴風 同十五日 夕番 助を取

一 六時之御供揃二而御登城、西丸江も御登營、九半時比御帰座、御先番狩野、小堀、

御供自身、原田

御先番今日も新役一人完見習として加り参り候処、とくとにへ通り居不申、今日限二而相止、此以後龍口白金方新古与入替一、一度越二参り候様二相究り候事

一 御飛脚を仕出

水筒 杯

晴晩雨

同十六日 昼詰泊 御給仕稽古

晴 同十七日 明番 謡

晴 同十八日 非番 無事

晴 同十九日 昼詰 田代与替

同廿日 能見物

一 市郎右衛門宅二而客能有之、能三番

浅次郎 市郎右衛門 市郎右衛門

頼政 歌占 黒塚

本間、神山、金澤、阿部等同道二而参ル、一人前、弟子、客の差別なく式朱宛出ス、尤弟子へハ昼支度を出候由ニ御座候へ共、狐へ参り支度致、市郎右衛門支度ハ喰不申事

晴 同廿一日 昼詰泊 助を取 無事

晴 同廿二日 明番助を取

一 今朝正五時之御供揃二而龍口へ御出、太守様御同道二而上野へ御参詣、本坊へ茂御立寄、本覚院二被為入御昼被召上、八半時比同所御立、夫方立花様、宗様、濱丁、八丁堀辺御廻勤、夕七半時過御帰殿、御先番 吉田、自 身、阿部 金澤 小堀 御供 太守様へハ本覚院御立寄なし二而直二御帰殿被遊候事 今日落馬致、少々足を挫く

暑 同廿三日 非番

一 足痛二付薬湯二入ル

一 先月廿七日立之御飛脚着、家書到ル

一 御櫛二侍

陰 同廿四日 加番

晴 同廿五日 夕番 阿部へ頼 入湯

一 南部様へ之御返書之御草稿をさし上ル

但御前二而認メ御直被遊候上ニ而御のりハ先中後与三処ニ付ケ、勿論御封メ之処切なしニて御向之御文箱二入、クビリハセズニ直ニ御附へ渡し候事

晴昼後陰夜雨

同廿六日 昼詰泊

一 四ツ半時比為御滞、松平撰津守様、南部美濃守様、立花左近将監様、秋田安房守様、池田内匠頭様御出、御庭口方御出、御三階下二而二汁五菜出、其後谷の御腰懸へ被為入、御茶御莫盆迄出、立花様へハ菊御屋形様へ為御対顔御馬場御引堀方御入そふて、皆々様御一同御馬見所ニて組馬御覧、後二皆々様御乗馬も被為在、御客様方之御了役も乗方致、御同所ニて御吸物御酒、焼酒、御椀菓子、龍口方御送り之御提重も出、日暮迄二相濟、猶御茶屋へ御帰り、於御三階御吸物御酒御鉢着、御客様御持せ之御肴も出、五ツ時比皆様御立、四品以上之御方様方御椽方有付、諸太夫之

- 一 二人祇王 一 花月  
吉田從平 可兒清太夫
- 一 元服曾我 一 鳥頭  
黒川市郎右衛門
- 一 大会

陰 同二十八日 非番 力子

陰 同二十九日 夕番泊 謡

十一月朔日 昼詰泊

雨 同二日 明番

- 一 御飛脚明日出立二付、家書を仕出又

晴麗 同三日 非番 御鷹外様

- 一 口宣御頂戴之御使者、御用人平野常助方今日品川駅方着二付、五ツ半時之御供揃
- 二 而龍口へ御出、御頂戴相濟、御老中様御廻勤御帰座懸、諸所御廻勤筋も被為在候事、御供 本間、神山

- 一 右二付御用人へ謁御歛申上候事、服紗半袴着、当番御出前方御帰座迄服紗半袴着

晴 同四日 加番夕番 神山へ返勤

- 一 今日方申談之御給仕稽古初ル

- 一 謡稽古之儀、脇二他行之隙二相成候而へ如何二付、龍口見合二而人数外二而参り申度段、中山迄嘶合置候处、脇組根役へ其趣申談相濟、以来之处一人宛人数外二而稽古へ参り候様、尤人数外二而候事二付脇前等不仕、自然御用二而呼二遣候而も無間違様稽古ニ参り候様可致旨、組脇吉田より噂致候由、中山方嘶申候事

晴 同五日 夕番

- 一 今朝五時之御供揃、御忍御野懸御馬二而王子方御乗廻、瀧野川へも御入、御帰座七半時、御供中山、本間、小林、阿部、今日御供馬乗様同役平兩人御先懸り、二人御後

雨 同六日 昼詰泊

- 一 御鬢二侍 一 御習書二侍

雨 同七日 明番 謡

- 一 御飛脚着、家書到ル

晴 同八日 非番 御給仕稽古

- 一 吹子祭二付、夕於奥御吸物御酒御肴被遊御祝候事

晴 同九日 加番 御供 金澤、自身

- 一 太守様御同道松平相模守様へ為御滞座被遊御出候、御相客松平陸奥守様、秋田安房守様、夕方御馬事若殿様御牽せ候御馬与秋田様御馬と御二鞍被為召候、且又河本真津兵衛、財満四郎次郎、久保又作も乗方致候事、御供之面々一汁三菜御吸物、酒御肴三種御包菓子被下候事

晴 同十日 夕番

- 一 六時之御供揃二而龍口へ御出被遊候、今日於御同所御客様有之、仙台様、藤堂和泉守様、御相伴御末家様御三人種々御馳走御席画も有之、公義御絵師南溟外二増山様御画師と申而一人罷出候事、南溟へ者御菓子等御同席二而被下候事、御慈等御客様御慈同様、扨仙台様方御馬之事御尋有之候間、御返答申上候事、御給仕御服紗半後御答之上継上下、為加勢金澤、神山、自身、原田参ル、御供本間、小林、是も同様御給仕致事

晴 同十一日 昼詰泊之助を取

- 一 六半時之御供揃二而、為御船鷹平井新田へ御出、御忍御野懸、御馬御拳ハ不被為在候、御脇鷹二而鴨九ツ鷺一ツ、御帰座六半時比、御先番神山、自身、御供狩野、中山、本間、小堀

晴 同十三日 昼詰泊

一 今朝五ツ半時之御供揃二而妙解院、小林院、清光院松向寺へ御参詣、九ツ時御帰殿  
御乗後初而御召御服紗御半袴、御先番服紗半袴

妙解院、小林院御先番神山、田代、原田  
清光院、松向寺同、狩野、金澤、小堀

雨 同十四日 明番 謡

一 支配頭方口達之趣二而前田方当番へ噂来、春以後ハ休息被差上候付、其趣相心得居候様との事  
但御入部も被為在候哉之儀者一統之外評ニ而すミ候事

晴 同十五日 非番 初狸飼 出野

一 今朝六時早メ之御供揃二而御登城、西御丸へも御登營、御帰殿後所々御廻、御帰座暮前、御城御先番阿部、御供 本間、田代

陰時々雨 同十六日 御供

一 今朝四ツ時之御供揃二而、大崎へ御出  
御召御服紗御半袴、御先番服紗半 御帰殿六時過、御先番岩瀬、御供小林、自身

晴 同十七日 夕番

一 恭雲院様御征当ニ付煮染御酒等奉供候而、心計之祭奠致候事  
一 太守様御同道、一橋様へ御出、奥へ御通り刑部卿様、徳信院様御対面、夫方諸所御廻勤、暮六時御帰殿、今日之御出方白之御手拭を革御文庫ニはさみ御駕入ニ致候様本間方申継候事

陰 同十九日 明番 謡

一 御習書ニ侍ス

晴 同廿日 非番 無事

晴 同廿一日 夕番 無事  
晴 同二十三日 昼詰泊

一 今日方明廿三日迄詣了院様御十七回御忌ニ付御穩便、於妙解院御法事

晴 同二十三日 明番

一 太守様五ツ半時之御供揃二而、妙解院御出御本結被遊候、御立之節白金へ右御模様御注進有之、其前白金ニハ御供四半時方揃居、御行違ニ妙解院御参拝、松原口方御上り一ト先御居間へ御通り、御懸手水上ケ御霊前へ御出御拜相濟、和尚御逢御菓子上之、御立之節和尚御送り申上候事、御駕召候節逆ニ召候付御差替御駕入、御供同役方暫持居御打揚、御附へ渡し御駕召候上、御右ニ上候、扱御刀者御駕召候処ニ而同役御先番方差上候様、組脇吉田方差図致候処、田代方は迄御刀御駕ニ差上候事無之候ニ付、如何と申向候処、猶又差上候様差図ニ付、田代方御駕ニ差上候事、此儀未夕見合無之事之由、根役兩人も噂致候事、右之節御先番田代、自身、阿部、御供吉田軍、小堀

晴 同二十四日 非番 謡

一 家書仕出候処、明日之御飛脚相延、今日小堀、金澤同道他行、芝居を見る

同二十五日 夕番 御給仕稽古始

暑夜雨 原田へ頼

同二十六日 昼詰 泊り

一 木挽丁ニ参り、竹田卯三郎ニ願置候下替を頼ム

雨 同二十七日 明番 番謡

一 枕慈金 一 知章 自身  
守吉半蔵 平田恵之助

松平越前守様御勤、御帰殿七ツ時比、御供神山、小堀  
一 他行、夜六時帰邸

晴 同晦日 明番 無事  
晴 十月朔日

一 今晚七ツ半時之御供揃二而御登城、尤例之通龍口へ御立寄二而御同道、御帰座者  
直二御退出方御帰殿九時過、御供自身、阿部

雨大風 同二日 夕番 金澤伯与  
替塩物 謡

晴 同三日 昼詰泊

暑 同四日 明番 是迄

晴 同五日 非番

一 今朝五ツ半時之御供揃、御忍御歩行に(マ)而向嶋方御出、山鹿や政吉別荘二御立寄、  
御休当所二而硝子細工人を呼寄置、細工御覽二入候事、御帰殿暮比

御先番 御供之跡二付参  
り、先ハ駆抜 本間、小林

御供 原田 岩瀬

晴 同六日 加番 無事

晴 同七日 夕番 謡

晴 同八日 昼詰泊 無事

晴 同九日 明番

一 今日御囃子朝四半比方初り、夕七ツ半比相濟、御番組左之通

黒川市郎右衛門

喜多六平太

一 養老 羽衣

喜多六平太

児玉次郎三郎

一 春栄 三橋

喜多六平太

濱田實之助

一 花月 須磨 源氏

喜多六平太

一 嵐山 以上

一 蓮性院様、太守様、御前様へ今度御目見御元服、御前髪御執等被為濟候付、今日  
御祝御膳被差上候付、御招待諸事無御滞御濟、委細ハ別記二有之

晴 同十日 非番 謡

一 今日亥猪御式正前謡稽古へ罷越申度、狩野江問合候処、吉田軍へ尋候様由申聞候  
間、問合候処、根役ハ一人御式正前二ハ是非残居可申筈二候へ共、其余ハ揃刻限前  
二さへ帰候へハ他行不苦由噂致候事

一 暮比亥猪二付於表御居間左之通

一 三方長熨斗 田代雄次郎

一 同御餅 本間治郎兵衛

一 同組付御肴 阿部小才次

一 同御盃 小林半太夫

一 瓶子 中山左次右衛門

一 御臺引 田代雄次郎

晴 同十一日 夕番

一 今朝六半時之御供揃二而、太守様御同道、田安様、水戸様、尾張様、紀州様其外  
諸所御廻勤、御帰座八半時比、御供、金澤、岩瀬

晴 同十二日 夕番 助を取

一 今朝五時之御供揃二而、三田八幡、芝神明山王御社参、夫方龍口へ御出、御同所  
御庭三社へも御社参御帰座、仙台様、薩州様等諸所御廻勤被遊候事

御供 小堀、原田

三田より山王迄

御先番 吉田軍、本間、小林

芝神明 田代、自身、阿部

右各馬上のしめ半袴

一 今日四時之御供揃ニ而龍口へ御出、明日御元服被仰付旨之御奉書御到来ニ付、御  
帰座之節御老中様御廻勤い才別記ニ有之

御供 本間  
神山

晴 同十八日 昼詰泊り

一 今暁七時之御供揃ニ而御登城、御元服從四位下侍從御叙位御名右京大夫様御一字

御拝領御實名慶順公与御改、御盃 御土  
器也 御刀御拝領御願上物被遊、諸事御家格通

被為御帰座懸、御老中様御廻勤、龍口へ御出、白金ニ而七半時過御帰座、於表御居

間ニ汁五菜御祝被遊候事、今日之御歛御用人へ申上ル

一 御飯物御酒御肴一種惣頂戴、御礼御用人へ

申上ル 御城御先番 中山 御供 本間  
神山

晴 同十九日 明番 謡

一 今朝四ツ時之御供揃ニ而龍口へ御出、昨日之御

礼被仰上候事、御帰殿夜四半時、御供 本間  
原田

一 神山御用御前髪御執之御櫛御用相勤候ニ付、御紋附御上下一具頂戴

雨 同二十日 非番

一 明日於龍口同役中御用有之御達ニ付、前祝与して同行六人、大湾楼ニ登ル

晴 同二十一日 夕番 岩瀬頼

一 於龍口御殿各儀若殿様御目見并御元服被遊御祝、目錄之通被下置候旨被仰出候

御紋附御上下一具 宛

陰 同二十二日 夕番

一 昨日頂戴之御礼与同役四五人龍口へ出ル、御礼御用番ニて御用人へ申上ル、平服

雨 同二十三日 昼詰泊  
一 今日御前髪御取之御習礼被遊候事

晴 同二十四日 明番 無事

晴 同二十五日 非番 無事

晴 同二十六日 御供

一 今暁七ツ半時之御供揃ニ而、龍口へ御出、御前髪御執被遊候、御手数数別ニ委記ス、  
太守様江御進上之干鯛并御前髪を乗せ候御三方御給仕、自身勤之、御帰殿七時前、  
御帰殿後太守様当御屋形へ御出、御帰座夜四半時

雨 同二十七日 夕番 小林へ頼

雨 同二十八日 昼詰泊 小林へ頼

一 五ツ時之御供揃ニ而龍口へ御出、御帰座五半過

御供 田代、小堀

一 於龍口此節相統之御慶事ニ付、御内祝之御能有之、御客様も有之候付、龍口へ加  
勢、且拝見与して朝六半時前方参り、熨斗目半御客様等之事別ニ記ス

宝生弥八郎 黒川市右衛門

一 水室 春日友次郎 一 忠度 高安栄次郎

宝生石之助 喜多六平太

一 杜若 澤辺の舞 一 小鍛冶 喜勢七郎

宝生弥五郎 児玉次郎三郎

一 気清 一 張良 春藤源七郎

金春八郎

一 乱 春日五平次 暮過相濟、帰邸四半

晴 同二十九日 昼詰泊 小林へ返勤 謡

一 今朝六半時之御供揃ニ而、御老中松平和泉守様、久世大和守様、藤堂和泉守様、

晴 同三日 昼詰泊

一 四ツ時之御供揃ニ而龍口御屋形へ被遊御出、朔日之御礼被仰上候事

委細別記  
二記ス

晴 同四日 明番

一 来ル七日御袖留御願書御差出ニ付、御知せ御使者平野常之助方出方

委細別記  
二有之

晴 同五日 非番

一 太守様四ツ時之御供揃ニ而白金御裏へ被遊御出候付、御半袴被為召、例之通御送迎被遊候  
太守様ニ  
も御半袴 御帰殿夜五時、且亦於奥御用人御附同役御医師被召出候事

晴 同六日 加番 夕番之助、小林へ頼

一 八月九日仕出之家書到ル、一昨日飛脚立、品物・家書を出

晴 同七日 夕番

一 阿部小兒死、今日方引入り三日

七歳未満  
之嫡女

晴 同八日 昼詰夕番

泊り本間、夕  
番者引替り

一 昨夜方少々御風氣故御床ニ被為入候、夕方迄追々御発汗被遊、大概御熱モ御醒位候事

晴熱 同九日 明番

本間へ頼

一 御風氣未夕御清解不被遊候付、今日表御居間御出座不被為在、御刀懸計例之御座

二 上置、御祝之御振合、尤御後詰帶剣、御給仕モ同断御平常通り

一 御三方栗御赤飯 小林半大夫

右之外御袖留等之事ニ付御使者等罷出候へ共被召出無之、い才別記ニ有之

一 夕方田代、小堀同道他行、高繩辺道遙

晴 同十日 非番 無事

同十一日 昼詰 中山助

一 御不例御清解、今日吉辰ニ付於表御居間御額直し被遊候事、御角親宮村平馬方、御櫛番小林勤之、御引続御式正御引渡御銚子御加被為濟、御吸物御酒御肴ニ種相濟、御使者召出御手のし、切のし頂戴、引続ニ汁五菜御膳御祝御召長袴御給仕事如半帯劍い才別記ニ有之

一 御吸物御酒御肴一種惣頂戴之事

一 加番之儀者無抛用事等有之候節者当番ニ頼置、自然加番出方致候様之事有之者知せ呉候様頼置不能出候共宜、又ハ請持を頼置御小屋ニ而其仁請持居候へハ他行致候而も宜由、狩野より承ル

昨夜方雨

同十二日 夕番 謡

一 御城坊主七人罷出、於表御広間御元服之御習礼被遊候事、同役肩衣着用不致、い才別記ニ有之

晴 同十三日 昼詰泊 無事

暑時々雨

同十四日 明番 無事

雨夕晴

同十五日 非番

一 今暁七時之御供揃ニ而月次初而御

登城被遊候事、並居御出之節計い才別記ニ有之、御供 金澤、岩瀬、御先番 吉

田軍

晴 同十六日 昼詰 金澤頼

晴 同十七日 夕番 謡

一 御帰殿暮六時前、御供 中山、小林

雨 同二十二日 昼詰泊

一 御櫛二侍ス

一 御出之節、表御居間二夜二入候へハ御燭臺一ツ出シ来候処、以来ハ同御居間御行燈有之、且御送り手燭も有之事二付、御燭臺ハ以来出不申由

一 夜御床被仰付、御納戸役御役人引連御床を取候而御座入、御衆桁懸迄も相仕舞引取、其上二而同役方御床御夜具等直し、御床御宜を申上候上、御床二被為入、左候而御次番坊主引連参り、御夜詰所拵候儀、龍口も御同様究り之処、是迄御夜詰坊主作り之時分、御納戸役人猶罷出、御重入一寸拝見いたし来候処、其儀ハ無用之手数二付、以来御床取候節迄二而、後二者不罷出様申談相究候旨、尤表へ被為入御床被仰付候へハ、矢張是迄之通同役方御床取候段、狩野方申遣致ス事

晴 同二十三日 明番

一 御習書二侍

陰晴 同二十四日 非番 無事

晴 同二十五日 加番

一 御国菊池山鹿方山汐洪水二付而、御届書上り候を写方被仰付候事

一 夕方他行、小林同道灸治を致帰邸 暮六時

陰 同二十六日 夕番 無事

晴 同二十七日 昼詰泊

一 御習書二侍

晴 同二十八日 明番

一 七月廿九日立之飛脚着、家書到ル

陰晴交、雨七時々降

同二十九日 非番 元服曾我 誼

一 今朝四ツ時之御供揃、本御行列二而龍口御屋敷へ御出、来月朔日御目見御願之通被仰付候間、御登城被遊候様との御奉書到来、い才ハ別記有之

一 残暑強有之候付、猶御達夏服用致候様、大御目附様方御触有之候趣、組脇方通達御受等二不及  
右二付明日も夏服二而有之筈、如何ニ寒ク候 共夏服用用之宛ニ候由、勿論夜服ハ勝手次第

微雨夕晴

九月朔日 加番 助夕番

一 昨日御奉書御到二付、今曉八時之御供揃二而龍口へ被遊御出  
御初而二付 長ニ御召替ニ而 御出  
前表御居間へ御出座  
御口懸御長御力、リ 之候御拾御後詰帶刻 御熨斗御祝  
表御居間 表御玄関方御間内御

近習外様並居候面々へ御意  
出夕 敷与 同役ハ御玄関迄不残奉送、南御門方右へ伊皿子坂之様二御通り、此節町役人共御目見二罷出、金棒を曳キ、御案内ニも罷出候由  
御近辺町人共、兼而奉浴御恩沢候付、御鉢植御熨斗御看等捧物致候事、孰連も夫々ニ御料理頂戴被仰付候由

龍口六ツ時之御供揃御長袴二而、太守様御同道御登城被遊候事  
一 御目見首尾能被為濟、西丸へも御登營、御老中様  
御同 道也 若年寄様  
御一方様 御廻勤、

無御滞龍口へ一ト先御帰座、御同所御手数数も相濟、御半袴二而御帰殿夕七ツ時、裏御玄関方並居、御出之節通り於厂御間御熨斗御祝、其後御長二而今日之儀被仰上、

奥へ御入引後御半袴二而御祝御首尾能被相濟  
一 今日之御飲且頂戴之御礼、御用人へ謁同役惣頂戴

一 小林、自身御中小姓役次座被仰付旨御達之事  
一 御目見御次第八別二子細二録

晴 同二日 夕番

一 御習書 一 御讀書

晴 同十二日 夕番

一 御生母美衛事、近来初而御実母たる事を御存知被遊候との御沙汰奉候事

晴 同十三日 昼詰泊 助を取ル

一 今曉七ツ時之御供揃、本御本行列ニ而龍口へ被遊御出 御帷子御半袴 始末此御召也 龍口裏御玄

関方御上り、御同所五ツ時之御供揃ニ而 太守様御供裏御玄間ニ而御殿 之方ニ開、白金八坊主之方 太守様御同道御老

中阿部伊勢守様、松平和泉守様、久世大和守様御勤メ 阿部様御勤客日之由ニ而大込吉田潤之 助倒レ共致候事、御供ハ龍口之方一行、 白金之方 行方ニ御供可申上候処者、其間合も無 之、兼申談之通りニハ参りかたく、其心持計致候事 直ニ龍口へ御帰座夕七ツ時方御帰座、御供茂

平服、薄暮白金御帰殿御供、田代、自身

一 御途中ニ而御眠り被遊候節ハ御供方立覆申上候様、尤御附役へ其御様子知せ候事も可有之、急遽之間御行合被為在候節ハ同役方御覚し可申上候事も宜可有之也、田代方根役へ打合候由之処、其通りニて可宜由返答致候由田代より承ル、且亦御供ニ而罷出候節御同道等ニ而所々御出之節、太守様江御辞宜ハ不申上、御平常之通りニ而可宜との事も同人方承候事

晴 同十四日 夕番 助返し

一 御朱印懸 一 御代筆 此二稜御用懸被仰付候事

晴 同十五日 非番 一支配頭兩組脇、兩根 役相懸りへ廻勤致候事

陰夕雨涼至 之処、大崎へ出役

同十六日 加番

一 四ツ時比方大崎御鷹場手入レとして出役、組脇吉田權左衛門御附富田平八、堀内 彈右衛門、同役狩野太左衛門、本間治兵衛、自身、帰邸夜六時

終日微雨 小林へ頼

同十七日 夕番 番詰

一 五ツ過方謠稽古へ罷越、今日番詰

一 雨月 一 項羽 一 半蔵 一 三井寺 自身

一 小督 一 女郎花 一 融

終日微雨 小林へ返勤

同十八日 昼詰夕番 泊

一 来ル廿一日 御目見御願書被差出筈ニ付、為御対御使者片山多門方出方 い才別 二記

一 太守様今日四ツ時之御供揃ニ而白金御裏へ御入、夜六時御帰座

一 近々御目見御願書差出筈ニ付、諸御武芸迄御延引、其外御遊戯之内ニも御危イ事者屹与不被遊様申上候様、若御聞入不被遊候ハ、御附へ申聞候様、組脇吉田方演舌候事

陰晴交 同十九日 明番

一 太守様今日上使を以御鷹之雲雀御拝領被遊候付、九半時比上使愈被為濟候段、御到来之上御帷子御半袴被為召、御使者御取次杉野久右衛門於厂御間被召出候事

一 右ニ付於厂御間御吸物御酒御肴老種、御硯ふた被遊御祝候、御給仕上使愈被為濟候、御到来方御祝迄半袴着御用人へ謁有之 御硯ふた上疊目 今日方改り候事

曇 同二十日 夕番 助

一 夕方他行、夜六時過帰邸

雨 同二十一日 夕番

一 今朝六ツ時之御供揃、本御行列ニ而龍口御屋敷被遊御出、於御同所御奏者御番松 平駿河守様、青山大膳亮様、松平紀伊守様御出ニ付御半袴被為召、於表上之御間、 太守様御一同御対面、其後御召替ニ而於小書院御目見之御習礼被遊候事

一 御目見御願書、今日御差出ニ付御使者有之

一 右両条別ニ委細記ニ付略ス

一 成海丹下、今日品川駅方着致候段、昨夕紙面参り候付今朝六過方品川駿河やへ参り対面、帰路途中二而支度等致、朝四ツ時帰邸

晴 同二十九日 非番 泊 謡 田代へ返勤

一 可児同道三而品川方狐へ立寄、一酌相催候处、大ニ酔候間爰ニ昼寝致納涼し、夕七ツ時帰邸

晴熱 同 晦日 明番 夕番 田代へ返勤  
御櫛二侍 一 御槍術 廿一日之御替日

晴 八月朔日 昼詰泊

一 御鬢二侍

一 四ツ時比白縮御帷子被為召 御半上下於一御間御のし上也 表御居間御出座、左之通被遊御祝候

一 三方敷熨斗青豆■飯 神山

右被為濟御座之俛着座以上召出 御用人、御小姓頭 御二度之前御吸物御酒御肴老種、御硯ふた迄御祝、其後御召替ニ而御二度被召上候、御残之御硯ふた御酒、例之通当番へ頂戴被仰付候事

晴熱 同二日 明番

一 御鬢二侍 一 御習書二侍

一 不時御馬事 一 御槍術

晴 同三日 非番 無事

晴 同四日 夕番 謡 雨月

晴 同五日 昼詰泊

一 御習書 大槻彈藏伺

晴 同六日 明番 無事

晴 同七日 夕番 謡 狩野助 三井寺

一 今曉八時半過之御供揃、本御行列ニ而龍口へ御出 御帷子、御半袴 龍口六ツ半時之御供揃 太守様御同道御用番御老中牧野備前守様、御非番御老中様松平伊賀守様へ初而為御対面被遊御出、龍口へ四ツ時過御帰殿、御同所ニ而御城坊主罷出、御目見之御習札於小書院ニ被遊候 御帷子、御長袖 御供平服羽織不用、金澤・原田

一 御出前於御居間御熨斗上之、於龍口御熨斗御出前御両殿様へ上之、御帰殿之上於御休息所若殿様計リニ上之、白金御帰座之上於御居間御熨斗御吸物御酒御肴二種被遊御祝候、御給仕帷子半袴、右御祝之内御用人御附役不残被召出、御酒御肴頂戴被仰付候事

晴 同八日 夕番 阿部へ頼

一 今朝藤本津志馬へ参る、昨日爰元出立致候に付、餞別等遣し候事、八時過帰邸

一 七月十六日仕出之家書到ル 高瀬山鹿山潮ニ而洪水の事申来ル

一 上野大学死ス

晴 同九日 昼詰泊 謡 雨月

一 御鬢二侍 一 御習書侍

晴 同十日 明番

一 御鬢二侍 一 御習書侍

晴 同十一日 非番 無事

一 本間、小林、河崎駅方着、御目附中嶋嘉兵衛同道也、立着二者申談ニ而樽ハ不遣、定府之面々へ心付之趣ニ而也

一 中元之祝儀与して喜多六平太へ一人前金子二百疋御附届、黒川市郎右衛門へ百疋  
百疋へ自勵にて出字、尤百疋之御渡方も是迄、喜多内弟子へ参り候を引上二而黒川へ遣ス 都合黒川へも式百疋

炎熱暑中ヨリ酷  
晴 同十六日 昼詰泊  
御読書、其外諸御稽古御休

炎熱陪暑中  
晴 同十七日 明番 謡 三井寺始  
御馬事 今日方諸御稽古御初之処、  
御灸治故今日ハ御伝習御休 一 御鬢二侍

暑 極熱  
同十八日 非番

一 大崎御鷹場溜池御手入与して百姓四五人御雇、今日参候付為出役岡田平八、前田  
善左衛門、神山、自身参り、其外下横目御役人抔も参り、七ツ半比相濟、夫より目  
黒橋和や二行、島田も此迄参り居、帰邸ハ夜四ツ半

極熱  
同十九日 夕番

一 今日於籠口御城坊主被召呼、御目見被仰付候付、五ツ半時之御供揃、御忍御行列  
二而同御屋敷へ被遊御出候、然処御習礼も今日被遊答二御座候処、其儀ハ今日ハ坊  
主方御断申上候付、十七人坊主御目見迄被仰付候事 尤一人ハ故障二而不罷出、各々九曜  
御紋付御袷之縮綿御羽織を被下候事  
御出之節御召御継上下、御目見之節御半袴御座御袴計り、御供 中山、神山

晴烈熱夜強雷雨

同二十日 昼詰泊  
御習書二侍 一 御読書  
御射術 一 御馬事 御三鞍

一 夜九ツ過方雷雨強御座候付、御所様江為御伺被遊御出候、一時計ニハ雨止、雷鳴  
も止ミ申候付、表へ御入暫御涼二而半時御床ニ御入被遊候事、尤 組脇初同役御目附不残御  
機嫌伺出方いたし候事

(赤帝令威烈於火炎光赫々似被熱惟畏  
(民庶無了遺仰望雲霓意自勞 苦熱作、  
示中山左)

晴時々小雨  
同二十一日 明番 無事

一 四ツ時之御供揃、御忍御行列二而為揚火御覽、鉄砲洲御末家様江被遊御出候、御  
召御継上下、御昼之節御吸物御肴二種、御酒被進候付、能登守様・亘様御相伴二而  
被召上候、御膳ハ御相伴なし、扱御菓子等被進、大神樂御呼夕方御持せ之御吸物御  
酒御肴二種を能登守様・亘様へ御馳走、此節能登守様方も御鉢肴二種、其外色々御  
差上御取遣ハ不被為在、夜九半時御帰殿 御召御  
袴計り 委細ハ御間図式二記、御先番へ御  
吸物二度御支度、同御酒御肴種々御菓子西瓜砂糖水下々家来々々へも御支度代二百  
文宛被下置候事、御礼組脇吉田へ申上ル、帰邸曉八ツ半時

六月廿八日立之御飛脚着、家書到ル

晴涼 同二十三日 昼詰 助を取ル 泊

一 国枝世話之縮綿羽織丈短二付、同人へ返し仕直し候事

晴涼 同二十四日 明番 昼詰 三井寺謡  
御習書侍 一 御鬢二侍 金澤頼

晴 同二十五日 非番 無事

晴 同二十六日 夕番 無事

晴 同二十七日 昼詰 泊 金澤頼 田代へ頼

一 御老中戸田山城守様御卒去二付昨日方三日鳴物停止、依而謡稽古も相止候付、市  
郎右衛門処方所々打廻り、夕方七ツ時比帰邸

晴 同二十八日 明番 田代へ返勸

山本肇 守吉半蔵  
一 卷緒 一 高野物狂 平手恵助  
辛嶋文次 松延運次

一 東岸居士 一 熊坂  
猶三郎 自身・平手恵之助

一 車僧 伊東唯七 一 国栖 可児清太夫  
日入比相濟、金杉辺道遙六ツ時過帰邸

雨夕晴

同七日 夕番

一 七夕二付朝四ツ時比白縮御帷子 御控御納戸方購 御無紋を上ル 被為召、先於厂御間式日二付御熨  
斗御祝 御登城不被遊候共、於表御居間長熨斗三方上り不申節ハ 矢張敷熨斗二八上り申候共、此御熨斗御祝之由、吉田重 其上表御居間御出座ニ而左之通

一 三方御赤飯 原田 申候共宜由、狩野嘯 此節御後詰足袋を用不

当夏太守様宿次御奉書を以御頂戴之鶴、先達而御取分被進候を、今日御披メ御召  
之懸之俣 冬二候ハ八御、熨斗目之場 御取分ニ者毎モ 御吸物御酒等之 尤左之御祝迄ニ而厂御間之御祝者不被為在候事

御祝者不被為在候、今日ハ節 句二付而之御吸物御酒迄上ル

御前 老一 鶴御吸物 中山 御右 式一 三方御盃 金澤

御右 参一 御挟肴 原田 四一 御鈍子 田代

五一 御臺引 中山 御取分ニ者長熨斗、御祝 者不被為在候由、狩野嘯

晴 同八日 昼詰泊

一 御習書二侍 一 御読書二侍

一 御家譜御聴ニ付自身読之

晴〇雨

同九日 明番 中元調 謡 国栖卒ル

一 御鬢二侍 一 御馬事 御三鞍

一 大崎へ暑中見舞、帰途讚岐守様御下屋敷金毘羅へ参り、南黒川へ行、阿部同道魚

藍参拜、帰邸暮六時過

晴 同十日 非番 無事

晴 同十一日 夕番 中元調

晴 同十二日 昼詰泊之助を取御供

一 今朝五ツ半時之御供揃、御忍御行列御歩行ニ而 御繼上下 御膳被召上、九時前御立、夫方御駕ニ而田町御屋敷へ被為入、詰込之歩小 羽織 大崎御屋敷へ御出  
来、御好も被為在、七時過相濟、御小弁当等被召上、晚ニ御用人方さし上の花火共

御燈し、夜六半時御帰殿、御先番原田、岩瀬

御供 田代、自身 但、御覽之節御羽織御袴御後詰袴着、御刀御刀敷ニ、 一 当番も不残見物ニ参 上之、御手鑑ハ御小蓋を持参り上之、御文鎮も参ル 一 御先ニ帰り御番相勤

晴 同十三日 夕番助シ 中元調

一 越後縮薄空色、山形紋附之帷子出来

晴 同十四日 非番

一 御寺参拜 狩野、中山、神山同道

同十五日 夕番

一 中元二付四ツ時過白縮御帷子被為召、表御居間御出座、御祝左之通

一 長熨斗御三方 中山左次右衛門

一 蓮飯 阿部小才次

一 刺鯖 自身

一 老御三方 岩瀬猶太郎

右被為濟、着座已上召出シ 今日謁仕ハ 無之候事

御二度之節於厂御間中元二付、御吸物御酒御肴一種、御両親様御祝二付御吸物御酒御  
肴一種 御祝ふたハ 御祝込也 御吸物ハ御二ツなれハ御梶替厂雲雀御披之節御吸 物引替之通り御通ひ盆ニのせ持出、取替差上ル

袴御召於表御居間被召出御手熨斗被下、退出之節御送り例之通、御給仕当番惣而半袴着之事 委細ハ別ニ記之

一 太守様今朝五ツ半時之御供揃、御廻勤方当御屋敷白金御裏へ御出ニ付例之通御送迎被遊、且今日若殿様御誕生日ニ付於<sub>後</sub>御間三方子裁餅、御長熨斗御酒御盃被遊御祝候、尤一汁三菜ハ於奥御祝之事、今日御祝ニ限り老汁三菜之御膳上り候節加番計りニ而相濟候 加番一人

一 太守様於奥御居間御用人初御医師迄被召出、御酒頂戴被仰付候、御帰座夜五ツ時御飛脚明立ニ付家書を仕出す

晴 同二十九日 昼詰泊 謡 国栖

一 御鬢二侍 一 御習書二侍

一 太守様方昨日之御礼として白金御裏へ尾藤縫之助被差出候処、御伝言被為在、当御屋形へも罷出候付於<sub>後</sub>御間被召出候事

一 近日之暑サニ而ハ御長屋住居別而可致難渋与被思召上、御究り之外兩度完御門外被遊御免旨之書書 つゝ 付有吉市郎兵衛殿方相渡され、館ニ而自身一人組脇部屋ニ而拜見、相番同役中へも其趣触出申事、御礼ハ組脇へ銘々ニ申上ル、且亦説 ま 局九時仕舞候様との事も御附帯ニ有之候事

一 御馬場ニ罷出ル、二鞍 小桜 青野

晴 七月朔日 明番 夕番 助

一 御鬢二侍 一 今朝六時之御供揃御忍御野懸、御馬ニ而玉川へ御出、水馬も被遊御覽模様ニ而御座候、御出被遊森寿仙宅へ被為入、此処御本陣に而玉川へ御出、御船ニ而水馬御覽并御釣、其後も兩三度川へ御出ニ而御帰座ハ品川方へ御乗廻ニ而御帰暮六時前、御先番中山 尤御馬ニ而御供ニ加り、御出向ハ一驅抜、帰リハ病馬ニ付步行

御供 狩野、田代、岩瀬、原田

一 前条御出方兼而持参り候首懸ニ御出馬之節持参候筈之御櫛、御筋立、御元結右御

平常之首懸へ入組持参候事 狩野等ニ付、左之通相究

晴 同二日 非番 泊り 金澤頼

一 廿九日之講釈、替日ニ而今日於表御居間被遊御聴候事

一 奥御居間表ニ相成居候節ハ、奥江御定入之御大小有之候付、別ニ御脇差指上ニ及不申奥御居間、矢張奥之節ハ御脇差御指被遊筈、依而奥御居間表ニ相成居、直ニ御居残りニ而奥ニ相成候節ハ御脇差別ニさし上候究り之事

晴 同三日 明番 夕番

一 殿中卒而御小屋共無事

晴 同四日 昼詰 泊 金澤へ頼

一 御屋形様御本文を以暑中御見舞之鮮鯛、公義方御頂戴ニ付御金入御帷子御半袴被為召、奥江御入被遊候事、右御肴御吸物ニ御酒一同御送りニ相成候を、御二度之節被召上候事、此節御召御平服御給仕も同断

一 揚火見物与<sub>レ</sub>中山・原田同道、初メ高繩方見物、暮比方鮫洲ニ席を移す、翌日御礼ハ組脇へ銘々申上ル、帰邸夜九半時

晴 同五日 終日無事 中元調始

陰時々雨 晩雨

同六日 非番

一 黒川宅ニ而番謡催有之、朝五ツ半時揃、可児同道参る、今日弟子中ニ而百文宛出字箱を買候而黒川へ遣す、且亦下女へ心附与して盆暮ニ遣候由ニ而、二百文宛出字、稽古相濟黒川方酒肴杯出す、当年初而之由ニ而也、謡番組左之通

源太夫 茂兵衛 脇 自身 一 田村 牢肇 助之進 一 雲林院藤三郎 可児清太夫

一 夜御床之節御納戸役方御床を取、御蚊厨を張坏致候節、同役ハ拝見致居、御納戸役相仕舞引取候後御蚊厨ニ入御夜具を廣ケ、御寢座同様ニ扱候事、御役人坊主挿入込居候内ハ少も手指不申由、狩野咄シ

晴 同二十二日 明番

一 御櫛二侍 御櫛前記之通御根固く上候付、時分柄天ニ心配致、御元結等度々上直し、遅なわりニ付御断御附役堀内迄申上ル

一 土用入ニ付御出前御召替之上、於广御間左之通

一 小豆蒜 一 冷水 相満 一 御煮染 一 団子 一 御盆 一 御代重

一 御銚子 御盃之儀御三方ニ而此稜ニ限り御右ニ差上ケ来候由之処、御様子替り、近年御向詰ニ而御向へ差上候野へ申述ハ、尤今日御留守ニも有之、且組脇も他行ニ付明日ニ相成候処、今日自身御三方同様御向詰も御右とのミ相心得居、其通りさし上候処、間違ニ付御断之儀狩ニ而宜可有之段、狩野方申聞ハ、小堀も無調法有之、伺候事

一 五ツ半時之御供揃、御忍御行列ニ而為時氣御伺御出被遊候、御召御帷子御継上下、御帰殿夜六半時、御供 中山、金澤

晴 同二十三日 非番

一 昨日龍口御出ニ付差上候御櫛之儀、御同所ニ而太守様・御前様御覽被遊、大ニ御宜有之候付、此段申伝候様被仰付候旨ニ而、堀内方演舌、尤御イチ今少御短く有之候へハ猶御宜段も噂致候事

一 手控之儀段々間違之儀有之、依て御給仕之仕損も出来候段、狩野方噂致候付、今日吉田軍へ参り年中御祝等之方不残引改相濟候事

晴 同二十四日

一 今日方御習書御一卷御読書御三四枚之処

一 一昨日土用入ニ付御品種々上り候内、御盃之儀上様間違候付、狩野迄即日申出置候処、不容易御事柄ニ付伺之書付差出候様、組脇方申聞候趣ニ付今日小堀一同差出候事、書面左之通 小堀ハ別事也

口上之覽半切紙折懸包

一 私儀一昨廿二日土用入ニ付御品々上り候内、御盃御向ニ差上候筈之処、心得違御右ニ差上、奉恐入候、依之私身分如何相心得可申哉奉伺候、以上

六月廿四日

右同書ハ支配頭迄差出候処、此節迄ハ夫ニハ及不申由、狩野方紙面遣候、然処書付ハ自分共手元江者受取不申、小堀も同様

一 右之儀ニ付組脇吉田権左衛門方咄置候事有之間参り候様噂致候付、其夜五ツ過小堀同道参り候処、今日御給仕間違之儀、我等ハ畢竟手控ニタヨリ、根役打合せ届兼候付、右様之儀も有之、御給仕之仕損ハ纒之事ニ付、伺ニハ及申さず候へ共、関合之儀疎ニ而等閑之様ニ相聞候付、以来屹度心持致精勤致候様、支配頭方之噂之由、尤一統同役内申談等之事も噂致候事

一 御出向等ニ而是迄見受候処、何とか敬心之儀一統不足様ニ見受、是与申ケ条ハ無之候へ共、太守様御同様ニ無之哉ニ付、此儀も一統申合、左様ニ無之様支配頭方之噂之由ニ而、狩野方一統へ申聞候事

晴 同廿五日 昼詰泊

一 御櫛二侍 一 御読書侍

晴 同廿六日 明番

一 御馬事

一 夕七ツ時比方他行、暮六時過帰狼煙を高繩方見る

晴 同廿七日 非番 謡 国栖

一 龍口八丁堀暑中見舞ニ参る、帰路謡稽古、八ツ時前帰邸、今日藤田善左衛門、品川方着、夕方同人御小屋へ参ル

晴 同二十八日 夕番

一 若殿様当秋御目見之儀、御知せ之御使者御家老有吉市郎兵衛殿被罷出候間、御半

一 御櫛侍 一 御習書侍

一 御舞御稽古二付、御地謡二侍俊成忠度  
切り籠同

一 黒川市郎右衛門へ稽古ニ参候事、今日六平太へ咄合相濟、表向ニ六平太方市郎右衛門へ申聞候事

一 六平太初、内弟子中へ之御附届願、今日方さし出す事、是ハ当月ニ入候ハ、成丈早キ方宜

晴夕雷雨

熊坂

同十四日 明番 謡稽古

一 御鬢二侍 一 御馬事雲井 古道  
小桜 山坂

一 雷鳴強ク有之、御殿へ罷出候へ共御機嫌伺二者及不申候事、且又加藤や方小紋絹を求ル事

一 御飛脚立候付、家書品物を仕出す

晴 同十五日 非番

一 無事

陰 同十六日 夕番

一 嘉祥ニ付四ツ半時比御平服ニ而之御間ニ而御臺所製之御菓子被遊御祝候事

一 太守様、今日於御城御頂戴之御菓子御取分被進候付、八ツ時過御帷子御半袴被為召、於厂御間被遊御祝候 此御菓子御饅頭三切、御臺所方御番ニ御紙上致さし出候付、其俵直ニさし上ル、夫故御給仕一人ニ而宜候処、其前番替致候付二人半袴着、且亦今日御登城被遊候而御頂戴之御菓子御頂ギ之節、御半袴御帷子、御重入御召替、其御祝方程隔り、御臺所製之御菓子計り御祝之節ハ御平服不被遊御登城、御臺所製之御菓子計り御祝之節ハ手控之通公義御祝日ニ付、御重入被為召被遊御祝候事

陰時々微雨

同十七日 昼詰泊 謡

一 御読書二侍 一 御馬事

一 諸中御心附之儀再問合せ之儀、吉田軍へ頼、下横目へ申付呉候様頼出候事

一 御平常御膝之節御鉢ニ付候御飯粒ハ御杓子ニ而付ケ取候而不苦  
由、表立候節ハ一々御鉢入候故、其俵ニ而下り候而宜段、吉田軍頼

陰時々雨

同十八日 明番

一 御蔵江御鑑御鞍等入之御長棹入レ、同老御長棹御次通り拍子盤出しニ参り候事、御蔵封印ハ是迄御役人方致来候処、龍口見合を以以来同役封印相用候而宜可有之段、狩野方申聞候付、今日者自身印を押し、封印致置候事 老御長棹ハ吉田權  
左衛門へ引渡候事

陰晴交晚強雨

同十九日 非番 謡 熊坂濟

一 無事

陰 同二十日 夕晚 昨日之処御替日 論語講釈 名和

一 神山、原田同道、狩野廻勤、曲木様御定日御馬事之節、御出之儀問合申候処、御同方様御座御給仕等少も御入門之節与相替り不申、尤御茶ハ控ニ不及見合せ出御茶碗取下ケ候様、加番ハ小堀・岩瀬両人は非罷出候付、別ニ操出ニ不及申由、御褥も御入門之節通り上ケ不申事、柳生様御代見罷出候節者御平常御稽古同様御後詰脇差引寄居、何ぞ御用有之歟、私用ニ而も御稽古場通り不申、東御縁の様ニ参り御廣間方唐獅子御杉戸前之様ニ通ひ候様、御相手之脇差ハ御廣間内御唐紙陰、御小姓頭詰間之口ニ脱置候事、御褥之儀ハ初而之節ハ上り不申、以来之処ハまた決定致不申付、猶問合可申事

一 今晚雷鳴ニ付御機嫌伺ニ出方致す事

一 五月廿九日立之御飛脚着、家書到ル

雨夕晴

同二十一日 昼詰泊

一 御鬢二侍 一 御巻藁

二而、狩野方其演舌致候事

一 謡稽古来月番謡之番組究ル事、自身、源太夫の腰之筈

晴 同五日 夕番泊 昼詰ハ神山へ頼、夕番者同人之処

一 不時御射術御の前

一 太守様御取次清田儀左衛門へ被仰下候趣ニ而、御用人右田庄之助方方清田新之助へ噂之趣、狩野方嘶、若殿様御櫛之儀、当時迄之処寛くさし上候処、御屋形様御思召も被為在候付、以来ハ御根固くさし上候様、尤太守様二者御髪之事ニ而、何そ兎角之御尊慮も不被為在候へ共、前条通ニ付清田儀迄被仰下候由

右ニ付狩野方以来ハ成丈御根之締り候様差上、御仮結等又ハ御元緒之上様等少々ハ替り候ても宜有之候間、度中杯ハ別而心持致差上候様神山、自身同道ニ而同人御小屋ニ而承り候事

晴 同六日 明番

一 御剣術御稽古之節、柳生様御代見罷出候ニ付、御廣間ニ御間之様ニ御通りニて、常之通り之御座ニ御着、御刀常之通り、御褥ハ今日ハ先上り不申方ニ相決候由神山嘶、御後詰並之通り御刀上候者ハ御平常共御出之節も御入之節も帯剣ニ而御刀懸迄罷出候而不苦由狩野咄

陰晴交

同七日 御供田代頼

一 五月十一日之家書至ル

一 今朝五ツ時之御供揃、御忍御野懸、御馬ニて平井新田御屋敷へ御出、御釣くりほし等之御漁ニ而、其後石小田御屋敷へも御出、当御茶やハ御作事中ニ付木場ニ而御網共被仰付、七ツ時比新田へ御帰り、其上ニ而召上り被為濟、御同所御立暮前御帰殿被遊候事、且又新田ニ而御左右一手へ御酒御肴餅等頂戴被仰付候事

馬上

御供 狩野、金澤、小堀、自身

御馬御供乗様今日之処  
村松、自身、小堀、清田、御、狩野、金沢、岡田、大槻、芦田、堀、財満

晴 同八日 夕番

一 熊谷方頼之金子百疋、三河やへ遣候事

陰晴交 同九日 田代へ頼 昼詰 泊 謡 源太夫

一 龍口へ参り、江口源作、熊谷伝之助へ逢、藤本津志馬へも立寄、帰館八半時過

晴 同十日 明番 原田頼 夕番

一 御鬢侍 一 御習書侍

一 御馬事、御四鞍 初花 築篋 小桜 本庄

右被為濟、御馬役并原田、小堀へも乗方被仰付候事

晴 同十一日 田代へ返勤 昼詰

一 御習書侍 一 御読書侍

一 昨夜通奥御居間表ニ相成、夜中奥通ニ無之面々も罷出支不申事、尤御出入之口者上御鎖口方之事

雷雨 同十二日 夕番 原田へ頼 謡

一 謡稽古へ行、源太夫今日卒ル、夫方田町方買物ニ参り、帰路雷雨ニ而暫く伊皿子蒲焼やへ立寄、帰邸ハ六ツ時分

一 雷雨ニ付御機嫌伺之儀、他行之節ハ宜敷由狩野方承ル事 此日神山他行より帰り御機嫌伺致す事、自身ハ 管ニて候処、夫ニ及ハすニ相止ミ候 帰リ不申

晴 同十三日 昼詰泊

同二十四日 昼詰泊

一 柳生銚之助様へ御劍術御入門、銚之助様四ツ時比御出、無御滞御手数御引渡、御響応迄被為濟、四ツ半時比御立、委細事ハ凶ニ有之候故不記、御同方様御年御十五之由、高家之玉田(マ、武田之)様方御養子ニ御出候由、同役五ツ時揃、御立後引取、右御入門

二 付御吸物御酒御肴御二度之節御祝被遊候事 御上下御問懸之候  
当番着服半袴着

一 御定日ニ付孟子講釈 自身勤之

一 御飛立ニ付家書仕出

雨 同二十五日 明番 葛城諷稽古

一 御鬢二侍

一 四月廿七日仕出之家書至ル

晴 同二十六日 夕番

御側御取次

一 御劍術 清田儀左衛門罷出

一 晩御謡御稽古 先達而御所様御附御用人於御茶屋御謡拜問を奉願候時分、不怪御不出来ニ付奥方何卒御稽古御出精候様、自身奉願付御調之処、七騎落之功第一  
被遊候様申付候由ニ付、今日狩野其嘶いたし候付差寄今晩暗ニ御謡之出来させられ候を御調へ被遊田村小謡、竹生嶋之曲杯随分御宜被為在候事

雨 同二十七日 昼詰泊 葛城濟 謡稽古

一 御習書侍 一 御読書侍

一 櫛二侍 御水油入与御盆物損ニ付、御附島田  
へ懸合、御役へ御買上之尊置候事

一 晩澤楚軍談御謡 一 晩御謡

晴 同二十八日 明番

一 太守様四ツ時之御供揃ニ而白金御(マ)裏へ御出被遊候

雨 同二十九日 非番 謡葛城

一 岩瀬猶太郎儀、喜多六平太へ去春自身共一同入門被仰付候処、同役ニ相成候而ハ

頓斗稽古も取不申候付、折角之事ニ付今少稽古致候ハ、宜可有之段御沙汰之趣ニ而、組脇方狩野へ申聞候間、我等方黒川へ申談、今日入門いたし候事 金子百足、白木片木  
乗持参之事、袴計着

陰時々雨

六月朔日 夕番

一 八ツ半時之御供揃、御忍御野懸御馬ニ而麻布方御乘廻被遊、御帰殿夕七ツ半時分、騎馬御供 金澤、自身、原田、阿部

一 熊谷、今日御小姓当分被仰付、中山左次右衛門御近習当分被仰付、入替ニ相成候事

但中山ハ格別之事ニ而、太守様思召を以御側ニ被附置候付、差入出精いたし候様被仰付候事

陰晴交 同二日 昼詰泊

一 御櫛二侍 一 御読書侍

晴熱

同三日 明番 助 泊り

一 今日九ツ時方龍口御屋敷へ参り、八丁堀木挽丁へ参り、井上次左衛門へ用事有之、対面致寸事

晴 同四日 明番 夕番 謡源太夫

一 御鬢二侍

一 五ツ時之御供揃、御忍御野懸御歩行ニ而浅草方御打廻り、向地山鹿屋政吉別荘へ御立寄、暫御休御釣共被遊、夫方御帰座懸龍口へ御立寄被遊候処、御櫛損候付御櫛

被遊候事 中山武平、  
太勤之 御帰殿暮六時過、御先番神山、小堀 御供狩野、原田

一 御櫛之儀、以来御根を固くさし上候様、狩野久右衛門へ御老女八十田方尊致候趣

雨夕晴

同十七日 昼詰泊

一 御習書侍ス

一 謡稽古今日方葛城を習ふ、石州津和野飛井侯之御家来、平田恵之助与云ものに出逢、閑話致す事

一 御櫛二侍ス

晴 同十八日 明番

一 今日八ツ時早メニ而岩愛山へ御登り暫御遠覽、夫方大門前借馬共御覽成りニ神明前方同社内ニ御入、少々御打廻り神馬御覽、夫方大門前へ御出通り、真直ニ田町御屋敷へ御入、御文箱御弁当被召上、御船ニ而御網御漁被遊候処、少々宛海老杯入、大ニ御慰ニ而其後御肌着一ツニ而海ニ御入、種々御戯レ御伽不殘、并金澤・自身裸ニ而入遊共致候事、夕七半時比御立、伊皿子坂方直ニ御帰座被遊候事

御先番 狩野、金澤 御供 小堀、吉田鳩

一 加藤や方地半ニツ拵へ来、代ニ歩少々出ル

一 越生一藤次、信州野尻之駅ニ而自殺之由承ル

晴 同十九日 助 夕番

一 鳳臺院様龍口御屋敷へ御出被遊、同御裏ニ而御賑合有之候由ニ而、正五ツ時之御供揃、御忍御行列ニ而龍口へ被遊御出候、御帰座翌曉七時、御供田代、岩瀬御召御継上下、龍口へ御出之上直ニ御半袴ニ御召替、今日ハ御前様方御祝御膳を太守様へ御進上ニ付御召御半袴也

雨 同二十日 夕番

一 今朝御目覚四半時、夫故諸御稽古御延引、夕方御廣間ニ而御木馬共被為召候事

晴 同二十一日 昼詰泊

一 御習書侍 一 御馬事 不時

一 御射術 不次

一 夜九ツ半時比、土州様御上屋敷出火ニ付、龍口御屋敷八丁之処ニ有之付、早速火元見原田罷出駈付与して、熊谷、田代兩人罷出ル、其後御用人右田庄之助方、堀丹右衛門方御附、島田伝之丞、清田新兵衛も罷出候、御小姓役方為御知并白金御裏へも同断ニ而、松岡八左衛門罷出、其後風筋も宜ニ付御氣遣等不被為在様ニと岡貞之助罷出ル、已ニ御出馬も被為在筈ニ候処、未夕御乗出も不被為在候付、其儀ハ相止申候、右ニ付同役惣出、七ツ半時比鎮火、岡貞之助ハ於表御居間御袴計被為召、厂御間之御振合ニ而被召出御上答、松岡八左衛門ハ御直答之御振ニ而引取申、其後御床ニ御入なしニ而其俣御目覚ニ相成候事

晴 同二十二日 明番

一 御櫛二侍

一 芸州若殿様龍口御屋敷へ御出ニ付、今日四ツ時之御供揃、御忍御行列ニ而同御屋敷へ御出尤日比谷 迄御步行、芸州若殿御出ニ而小書院へ御通之処ニ而御帷子半袴ニ而同所へ太守様御同道御出御対面、夫方表堀へ御通り御烟茶御熨斗差上、直ニ御一同奥へ御入り此時御供之同 役御供ニ出ル 不罷出候御給仕

夜六半過御帰殿 御供 神山 阿部

一 明後廿三日、柳生桂之助様四ツ時比御出宅ニ而御出之廻文来ル

一 御木判箱御用人封印ニテ御居間御床之上ニ御附方上置候付、同役ハ手借不申様田代方申継致、埃等積申候時、塵を懸候位ニて置直し等ハ不致由

晴 同二十三日 夕番 神山引入ニ付

一 御読書御習書

一 御客様御給仕稽古調

陰又雨

晴 同九日 夕番

一 御馬事

雨 同十日 昼詰泊

一 御櫛侍ス

一 四月初立之飛脚着、家書至ル

雨 同十一日 明番 助夕番

一 御鬢二侍ス

一 五ツ半時之御供揃、御忍御行列ニ而龍口御屋敷へ被遊御出候、尤今日常盤橋より

御姫様御着後始而御入二付、御召御帷子御半袴、御賑合等被為在候旨ニ而夜九時過

御帰殿

御供 熊谷 金澤

陰雨交寒

同十二日 助昼詰

夜前御帰殿九時過に付、昼詰之助

一 御家老朽木内匠、来ル十四日爰元被遊御出立候付、御暇乞出方御手熨斗被下〔御間也〕

御召御継上下、御品物頂戴於御用人間有之〔御家老・御中老之外者御品物頂戴へ御前ニてハ無之、御手熨斗も不被下管ニ候御座候へ共、惣元ニてと申事ニて大概究り程ニ候由、堀内 晰〕

一 神山同道龍口へ参る、帰邸夜六半

薩州臣平田藤五郎、相良法之進ニ出会ス

晴 同十三日

一 御読書二侍ス

一 御櫛二侍ス

一 四ツ半時之御供揃、御忍御野懸御馬ニ而、目白臺御屋敷へ被遊御出候、御供田代、

金澤、岩瀬、原田〔今日方御馬御供御様子替り御行列長く、馬上又ハ歩之人御行逢申上、迷惑いたし候由ニて御行列切レ、其央を通り候様相成候事、是迄之御賑合ハ御馬役二人、同役平御番懸三人、御召替御附〕

役、御馬同役御馬懸平御附、御伽御目附、御用人と乗候処、今日方

晴 同十四日 明番

一 昨以來牙痛ニ而大ニ難渋いたし候付、冷水点之灸をすへ候事、夫方所々打廻り暮比帰邸

一 御飛脚立候付、家書品物を仕出す

一 明十五日曲木様御出二付、狩野へ廻勤致

一 小林願置候僕喜助事二付、中山左四右衛門へ取遣受状貰候処、御国へ申遣へき段返答

晴 同十五日 非番

一 御馬術御入門二付、今日九時過曲木仙之助様裏御玄関方御出、表上御客間へ御通り、夫より表御居間之様ニ御出二付、若殿様〔御帷子御半袴〕表御居間、二ノ御間御入、例迄御

出迎〔此時御刀物陰ニ差まへ也〕表御居間、上ノ御間ニ御座着、神文御読上ケ相濟、御熨斗仙之助様へ

差上、此御熨斗を直ニ御前ニ差上〔御煙草盆、御茶もさし上候管ニ、候処、其間合無之ニ付不差上〕直ニ御立二付御送り御出

之処迄、左候而於厂御間御神文御認、御判御押被遊、夫を御附役仙之助様へ御渡申

上候而、御廣間ニ御出、御木馬御引渡〔此御刀物陰〕御介添兩人帯劍勤之〔此時堅メ不相濟候面々、御座御刀取例之通、尤御刀ハ御間御座候際ニ懸之〕曲木

被為濟、御平服御馬乗袴ニ御召替、御馬見所へ御出座〔御座御刀取例之通、尤御刀ハ御間御座候際ニ懸之〕御出座ミギニ御間御座居際ニ懸之

様下横目詰所前御通り、御用人間前方御下り、胎内クグリ方御馬見所へ御出、二ノ御間へ御座着〔御煙草盆、御茶出之〕其所ニ而若殿様御馬御召御二鞍御伽兩人御相乗〔此時御刀番例之通〕相濟、

御入二付仙之助様下へ御下りニ而御分レ、仙之助様ハ御茶やニ而御馳走、御用人組脇御附役不残罷出ル、仙之助様御刀ハ始中御客間へ差置候俛、後御茶やへ御出之上

御次小姓方持廻り上之〔同役惣出ニ帷子下着半袴足袋相用〕

一 右ニ付根役へ礼ニ参り上ニ不及段、吉田軍噲

晴夕雨 同十六日 夕番 御給仕稽古

一 御灸治被遊候付、御読書計り

晴夕雨 同十六日 夕番 御給仕稽古

一 御灸治被遊候付、御読書計り

一 謡稽古之儀、黒川市郎右衛門へ参り申度、堀内方紙面遣し、当時同人引入中ニ付、内々ニ而稽古致度申遣候処、内分ニ而候へハ何之支も無之段、金澤へ参り返答承り帰候付、明後四日方参る約束致候事

一 財津儀左衛門へ僕給銀之事ニ付駿河やへ頼、御飛脚ニ遣具候様、人を以申遣し、途賃三十二文遣す事

一 山口へ払方四百何文遣し、受取書取置事

雨 同三日 明番 夕番

一 御定日ニ付御槍術 昨日御支ニ付 今日ニ御延引

雨 同四日 泊り 昼詰 金澤へ頼

一 黒川市郎左衛門ニ謡稽古、今日方参る

金子百疋片木葉ニメ金澤与同道、尤羽織袴なり「嵐山」(朱筆)

雨 同五日 明番

一 御鬢ニ侍ス

一 端午ニ付四ツ時比御帷子御半袴被為召、表御居間御出座御祝、左之通

一 粽御三方 熊谷伝之助

一 組附御肴 神山喜一郎

一 御盃 岩瀬猶太郎

一 瓶子 自身

一 御臺引 熊谷伝之助

右被為濟、一先御入四ツ半時過於厂御間左之通

「一 今日夕七時之御供揃御忍御歩行ニ而、水天宮へ御出、草花等御買上、暮前御帰

殿被遊候事、御供 狩野 原田」(朱筆)

一 老汁参菜御吸物御酒御肴一種

御硯蓋

「御硯ふた 伏見御着、川御渡御祝之節与覚候事 御肴御継上致候上、さし上候節御吸物御膳ニ乗着候付、御盃臺ニさし上候、御給仕金澤」(朱筆)

「御硯ふた、今日堀内方直し候処宜相見候付、吉田軍与咄合、此通りニも可相成哉、一枚望旨、今日之処ハ一ノ印之通り上候様指図致候事」(朱筆)

(「御硯ふた」給仕図あり)

「一 御硯ふた御給仕 太守様熊本御立、宝御着御祝之節与御覚候事 老人、御硯ふた持出、図之通上之控居候内、一人御盃ニ御皿を乗セ、持出控居候人ニ渡引取、左候而控居候人、究り之通御継上致さし上候様狩野噂、然処是迄方少々違候付、狩野へ問合候処、厂御間之縁先御間狭ニも有之、且此御間ハ御便利を主いたし候付、此通可然段返答

晴 同六日 夕番(田代へ頼)

下

一 龍口御屋敷へ参る、方々廻勤、帰り大湾楼ニ而吉田権左衛門、清田新兵衛出合、龍口御取次清田儀左衛門、尾藤健之助二人参り、五ツ前帰邸宅

一 夕ツ

雨 同七日 昼詰泊

一 前御屋形様、鳳臺院様御催合ニ而太守様御着ニ付而御祝御膳御進上ニ付、御帷子御半袴被為召、裏御玄関御送迎例之通り、尤御送りハ御継上下、太守様御入ハ御半袴御帰座御袴計り、当番御供廻り之御注進より帷子半袴着、御祝ハ白金方上り、尚御屋形方ハ何も上り不申、御祝相濟御召替後平服ニ相成申候、御帰座九半時前御床御入御引ケ八時、加番朝一人、夜一人御送迎之節計り

一 謡稽古他行 嵐山濟

同八日 明番 御給仕稽古、夕暮 七ツ時方金澤頼

一 御読書ニ侍 通鑑 詩経

一 糸や半兵衛へ頼置候紫紺之京下緒出来代金去ル六日ニ屋ニ而相拂置候事、十匁宛

能被為濟候、御志らせの御使者木村次郎左衛門方於表御居間被召出候、御召并御後供着服同前

一 今日四ツ谷通出火ニ付、御火之見へ御上り被遊御覽候、御供組脇以下脱劍、此節組脇吉田へ承合申候処、勿論脱劍ニ而御供之旨申聞候、御用人右田方ハ帶劍

但、先達而本間方御用人元田三左衛門方噂之由ニ而、帶劍ニ而御火之見へ罷上り候様、御供も同様之由噂之由承申候処、脇々ニ者一向承知之者も無之候ニ付、此儀如何与考申、且亦此度吉田権方之噂ニ付、以来御供之節ハ脱劍ニ而罷上り可申事

御手燭も御座候て上り口ハ相段迄、一人参り候節ハ帶劍之事

一 御詩作ニ侍ス

但、今晚御伽初、当番御相手ニ尚作り候上、名和桂之助へ遣し、添削甲乙を附差上候事

陰晴交

同二十七日 明番

一 御定日ニ付御誼今日六平太門弟子を連来ル由、尤御支度頂戴いたし候迄ニ而罷帰候、懸り方ハ稽古一人もいたし不申候事

晴 同二十八日 昼詰泊之助 風呂

一 太守様御礼御登城ニ付、五ツ半時之御供揃、御忍御行ニ而龍口へ御出迎、太守様御城方御帰座之節、裏御玄関へ例之通御出迎被遊、其後於表後御間御用人被召出、今日之御祝被仰上候事、御召御熨斗目御半袴、此節御刀出懸り物也御小姓役勤之

一 今日之御歛熨斗目半袴着、御用人へ謁申上候事

一 龍口より御帰座、茅場薬師へ御出、夫方八丁堀御屋敷へ御立寄ニ而御帰殿六時、

御供 岩佐 阿部

一 藤本津志馬方金二両借用致候事

晴 同二十九日 明番

一 御櫛ニ侍ス

一 太守様御熨斗目御長袴 三田八幡へ御社参、御帰座方御殿御屋敷へ御出、御庭三社へ御社参被遊候付、加番三人熨斗目半袴着勤之、自身御括り上候事  
(図あり)

太守様御帰座薄暮

若殿様御送迎共御召御継上下

一 御飛脚立ニ付家書を仕出す

晴 同三十日 夕番 風呂 今日迄で止

一 御定日ニ付御弓御の前被遊候、自分へ御相手被仰付候間、射方いたし候処、五立計之内二本当り候事

一 原田へ頼、中村次郎助出立ニ付紙面を頼む事

一 熊谷方山城国住信国の刀柄在を所望、直二代銭相払、代金二両

一 国枝喜源太へ頼候縮緬羽織出来之事、翌朔日右代金一両三歩二朱 御納戸ニ而同人へ相払候事

候事

田代へ頼

曇晴相交 くま 四月朔日 昼詰 泊

一 四ツ時之御供揃、御忍御野懸御馬ニ而国川方へ御出被遊候、御帰殿七ツ半時過、同所ニ而ハ森寿仙宅へ御休ニ被遊候事

御供

騎馬 狩野 熊谷 金澤 小堀

一 九時比方他行、神明ニ而相撲を見ル、東之方計り之由ニ而大関劍山、関脇小柳、御用木猪玉山等相撲をとり候事

七半過神明を出、田町方伊皿子坂之様ニ返ル

一 御式日ニ付御野服御召替之上、御熨斗上之

田代返勤

雨 同二日 金澤頼 夕番泊り

一 太守様御寺御参拜、夫方御用之儀被為在、四ツ時過「欠字」御屋形様御裏へ御入りニ付、若殿様例之通御送迎被為在候事、左候而御帰座九半時前

加番 岩瀬

御着之節ハ御歎御機嫌伺ニ付、服紗半袴着  
御立之節ハ御暇乞ニ付平服、狩野手控写

晴 夜雨

同二十一日 夕番

- 一 九ツ半時之御供揃、御忍御野懸御歩行ニ而廣尾原狸蕎麦へ御入御重弁当等被召上候、且亦庭内池ニ而御釣も被為在、同池ニ生候杜若をこき候様吉田権方噂ニ付、御立後亭主ニ申付こきて帰候事、杜若の御札附ニ朱御宿札五百疋之由
- 一 御先番帰り懸原田同道高縄筋迢遥帰邸、夜四半時
- 一 磯田嘉左衛門御供ニ而着致候付、今日参り、留守の様子杯承り、飲ニ三りん一升、鉢肴一ツ遣し候事

晴朝雨

同二十二日 昼詰泊

- 一 御読書ニ侍ス
- 一 太守様四ツ時之御供揃ニ而白金御裏へ御入ニ付、例之通御送迎被為在候筈之処、御用人衆より御送迎ニ者不被為及段申上ニ而、直ニ御引返被遊候、此儀御用人衆氣取違ニ付、大ニ御失礼ニ御当りニ而其節清田新兵衛方自身へ御出迎之儀御用人へ承合参り候様申聞候間、御玄闕へ参り候処、はや御払ニ而御先供御門内ニ入込居候間、御用人皆々御儀取ニ出方ニ相成居候間、嶋田へ其趣申伝候処、芦田仁左衛門方方前文通噂ニ付其趣申上ニ参り候処、御廊下ニ而若殿様御出之処ニ奉行逢、其段申上候付直ニ御引返し被遊候、色々御手数数ニ替り候間、自身間違ニ而ハ無之哉与存、猶又為念嶋田へ承合候処、無程御用人へ間違ニ而ハ無之哉与申候得共、左ニ者無之段被申聞候趣返答致候ニ而、其儀ハ安心いたし候事
- 一 太守様厂御間ニ御入、御飼鳥等御覽、此節啄木鳥、尾長鳥之事杯御尋ニ付、御答申上候事

但、若殿様御刀御手拭臺御褥等ニノ御間へ下ケ、太守様御褥御箱入をさし上、御刀掛出シ等例之通り

- 一 御取次御小姓役御機嫌伺ニ罷出候付、於厂御間被召出候事 人数多くニノ御間御唐紙を差し候事

但、召出之人々御酒御肴御支度頂戴

- 一 太守様暮六時前御立ニ付、例之通若殿様御送り被為在候事
- 一 三月廿九日立之御飛脚着、家書至ル
- 一 附受代耆両一步ニ朱与五百何文受取

晴 同二十三日 明番

一 終日無事

晴 同二十四日 昼詰泊之助

一 御櫛ニ侍ス

- 一 九時之御供揃御忍御野懸、御馬ニ而目白御屋敷へ被為入、種々御慰ニ而六時分御帰殿
- 騎馬御供 狩野 小堀 原田 阿部

- 一 磯田十郎左衛門、明日爰元出立致候ニ付暇乞ニ参る、夫方八丁堀御屋敷へ着飲等ニ参り、帰途灸治をいたし候事

晴陰交 同二十五日 明番 御給仕稽古

一 殿中無事

- 一 藤本津志馬、近々龍口御屋敷へ引移申付、別離之心ニ而方々同道打廻り、廣尾狸蕎麦ニ而一酌を相催、道すから故旧を語り候而、夜六半時帰邸、且御門前ニ而買物等致

晴 同二十六日 昼詰泊

- 一 御読書ニ侍ス
- 一 御習書ニ侍ス

- 一 太守様御参府ニ付而之上使、今日龍口へ御出ニ付、若殿様御熨斗目御半袴被為召、於雁御間御吸物御酒御肴一種御硯蓋、御祝御給仕熨斗目半袴着、且亦右御上使首尾

御先番 小堀 岩瀬 御供 狩野 金澤

但、新役相番相御供者難相成候へとも、繰出ハ点順を以触出候へハ、新役方相對之都合ニ而、相御供相番ニ不相成様致候宛之由狩野方承り之事

一 於表御居間着座以上被召出、例月之通

陰雨 同十六日 明番泊 御給仕稽古

一 御定日ニ付御劍術

一 八時前熊谷御小屋ニテ河豚を喰、上野貞八包丁鮮讚無類、其後他行、鮫洲方徘徊、暮六半時帰邸

降雹鳴雷、雹大者重サ六匁五厘、小者三分余

同十七日 明番 夕番

一 太守様去ル十四日無御滞大井川御渡川之御注進有之候、尤同役御歎謁等無之

一 御定日ニ付御馬事

晴 同十八日 昼詰泊

一 太守様伏見御着、大井川御渡川被取束、於厂御間御吸物御酒御肴一種、御硯蓋被遊御祝候事

一 九時之御供揃御忍御野懸、御馬ニ而亀井戸へ被遊御出、御文箱弁当等被召上候、御帰殿七半時過

御馬 自身願、神山へ返勤

御供 熊谷 金澤 小堀 阿部

一 先達而前田や彦八方求候無名短刀拵出来、境市次へ諸造用老歩ニ朱四百文相払、今日方右服着帶候事

助

晴 同十九日 明番 夕番 加番

御櫛ニ侍ス

一 太守様昨夜戸塚御泊ニ而、今晚品川、明日御着府之筈ニ有之候処、例聘使ニ付、

品川駅并六郷川渡御差支ニ付、昨日俄ニ藤澤之御意ニ而御振替り、昨夜加奈川御泊ニ而、今日矢上川御渡ニ而、池上本門寺前御小立ニ而當御屋敷へ九半時御着被遊候、表御玄關方御上り

若殿様例之通御服紗御半袴ニ而御送迎、御屋形様御見物方御行列御覽ニ付、直ニ奥へ被為入候而ハ御都合悪敷ニ付、先厂ノ御間ニ御入之処ニ而御熨斗上候自身、扱

當御屋形詰御用人并御供松井武方組触吉田権被召出、近々御用、其後御一宿迄之御使者片山多門方被召出、其後於表御居間御一宿之御振合ニ而福田源兵衛被召出

候 御刀御床之、御上ニ掛之 御濟之上奥ニ御入、御吸物御酒御肴二種御祝、一汁三菜之御膳ハ白金御御裏方上り、表よりハ上り不申、尤若殿様ニ者御二度之節於厂御間被遊御候、

七ツ時過御帰座、尚御屋敷より惣御供立ニ而、一ト先龍口へ御殿、其土地廻り御行列ニ而御廻勤被遊筈候処、日遅く相成、御廻勤ハ不被遊候由

一 今日之御間図別ニ記有之ニ付、委くハ記不申候

一 於厂御間御茶さし上候節、何時欵与御尋ニ付、只今八ツ答候段申上候処、存之外遅く相成候段御沙汰被為在候事

一 於表御居間御供之着座以上御奉行・御目附、若殿様被召出候事 御手熨斗ハ、御刀掛不被下候 御刀掛之引続同御側御取次、御小姓役、御医師、厂御間之御振合ニ而被召出候 御後詰下り之間無之、脇差計リ

一 今日之御祝儀服紗半袴着御用人へ謁、御両殿様へ御歎申上候事

一 太守様御立後即刻之御供揃、御忍ニ而龍口へ御出被遊候、御帰殿夜九時過

龍口加勢着

晴 同二十日

一 四ツ時之御供揃、御忍御行列ニ而龍口へ被遊御出候事、御帰殿夜五ツ時前、御帰座懸御歩行ニ而御途中御華并草花等御買上、神明之内ニも御立寄

御先番 小堀 御供 田代 自身

一 龍口ニ而御歎御機嫌伺、服紗半袴御側御取次へ申上ル、無程被召出候事

一 九時之御供揃御忍御野懸、御馬ニ而六郷川端迄御出、夫方御引返ニ而蒲田桜屋敷

二而御小弁当被召上、田町方古川之方へ御廻リニ而七半時御帰殿

騎馬

御供 狩野 田代 小堀 原田

晴 同九日 夕番 金澤へ頼

一 今朝六半時之御供揃ニ而、奥平様御隠居芳蓮院様白金御裏へ御出ニ付、御継上下被為召、奥へ御入

一 岩瀬、今夕初咄、一樽を催合ニ而贈り候事

一 平助今日暇乞ニ参る、明十上前木曾路ニ而爰元出立いたし候付、品物を頼

一 九時前方龍口へ参り木挽丁ニも立寄、御門前ニ而踊りを見物する事

陰 同十日 昼詰泊

一 御習書ニ侍ス

一 御読書ニ侍ス

一 御定日ニ付御弓御の前被遊候、尤小堀同役ニ被仰付候而、未夕申上候儀不被仰付候間、今日迄ハ不罷出方可宜との狩野見込ニ而罷出不申候、自身へ御左手被仰付候間、射方致候事、尤是迄も近々被仰付候事

一 不時御馬事御四鞍 山麓 古道 立波 倉光

一 先月十五日立之御飛脚着、家書来ル

雨後日降

同十一日 明番 泊リ 助番

一 四ツ時之御供揃、御忍御行列ニ而龍口御屋敷へ被遊御出候、御帰座夜六時過

御先番 小堀 御供 神山、岩瀬

陰雨微雷

同十二日 夕番 助返シ取ル

一 御習書ニ侍ス

一 御飛脚立ニ付家書并品物を仕出ス

晴 同十一日 昼詰泊リ

一 鮫洲辺へ鯨流寄候由ニ而日々見物人多有之候に付、実否且亦御出ニ相成、御舟等之都合見繕として熊谷馬上ニ而被差越候処、鯨ハ實事ニ而尔今鮫洲辺ニ有之、御舟等者同所料理や山吹方差出可申趣ニ付、御供揃次第為御覽被遊御出候 御步行御、九半時野懸也、過より 夫方目黒へ御廻り、中途ニ而藤花御覽、祖父ケ茶やへも御立寄、廣原御通り、狸蕎麦へ暫御小休ニ而御帰暮六時前

御先番 熊谷 御供 小堀、阿部

一 太守様、去ル五日伏見御着座之御到来有之候事 御歡御祝等不被為在候事

一 御湯之節御敷紙ハ東南を上ニメ是迄何レも上候様、御暖メも同断之旨、吉田軍方噂いたし候処、田代北を上ニメさし上候付、相尋候処、明ヶ塞キニ手向キ悪敷故上候趣返答之事

晴 同十四日 明番

一 御定日ニ付於厂御間孟子講釈被遊御聴候事、堀内源右衛門勤之

一 清田新兵衛御小屋ニ而鑑定会有、自身太刀拵之兼長の刀、無名揚物鞘卷之脇さしを出ス、刀之方ハ清田兼綱之見込、橋谷市之助兼光之鑑定有、脇差は清

田四代目兼元之目利有

陰雨 同十五日 昼詰泊リ之助

一 太守様、去ル五日伏見御着之御到来ニ付、今日熊本御発駕、室御着岸、伏見 山崎越故、大坂御着ハ無之候事、無之候 取束御歡麻上下服紗ニ而御用人へ謁有之候事 御祝ハ

一 九時之御供揃御忍御野懸、御步行ニ而廣尾原へ御出、狸蕎麦へ御入御釣等被遊、古川筋御網等被仰付候而御帰殿、暮六時前

一 足袋願相濟候付、御受として支配頭組脇根役へ参り候事銘々御受且御達ニ相成候へ者早速触出可申趣、根役狩野より噂  
 一 先月十五日立之雇飛脚着いたし、太守様同日熊本被遊御発駕候段申来ル  
 御祝ニ付同役御銀等不申上

一 当月分之御扶持方代受取、一兩貳歩七百五十六文  
 一 上野雄次へ頼置候小柄筭出来、代金二朱

晴 同三日 夕番 助を取

一 今朝五ツ時之御供揃、御忍御野懸御馬ニ而平井新田御屋敷へ被遊御出候、少々御網共被遊候内、九半時比出火初メ内神田と申見込ニ付、早速火元見として原田九郎兵衛被差出候者、上ニ而御供廻被仰出、深川八幡前迄御歩行ニ而御出之処、火事ハ四ツ谷と申儀相分り候付、御供中も安堵ニ而、夫方直ニ御帰座、永代橋ニ而九郎兵衛も罷帰、愈以四ツ谷と申儀相分り候へとも風筋悪敷、却而今度ハ白金御屋敷御氣遣ニ付、御乗廻之思召も被為在候へとも、御附方御断ニ而、直ニ御帰座被遊候事、御帰殿八ツ半時過

騎馬 御供 狩野 田代 自身 原田  
 御先番 神山 歩

右ニ付御屋形様御氣遣ニ思召候旨ニ而、熊谷伝之助馬上早打ニ而御出向ニ被差越候処、御帰座御途中汐留橋ニ而御行達申上、同人ハ引返御先ニ罷帰候事、暮六時前鎮火

陰雨 同四日 昼詰泊

一 太守様江御進上之御書被遊候、御手伝申上ル  
 且御書判を居ル、御封をも致候事

(図) 「越中守様 細川六之助」 (裏面 封の図) 「」

一 太守様熊本御立、灘御越、室御着岸  
 右三稜々取束御祝、又大坂御着、川御越、此二稜々取束御祝之旨狩野噂

一 昨日於新田御漁之江鮎頂戴被仰付候事

雨 同五日 明番 風呂

一 御定日ニ付御謡御稽古、喜多六平太召出ル、御間御袴計り、六平太服紗半ニ而召出ル、尤御床ニ御熨斗之方上置、此節御地謡ニ侍ス

一 小堀敬五郎今夕番方御番入り  
 一 吉田軍、漸々快有之候処、今朝竹の子を喰、大ニこなされ、夕方稍甘キ之事

一 縮薄浅黄山形紋附之帽子染出来染上迄八十  
 一 黒川へ謡稽古之儀、六平太へ咄候処、同人儀當時引入居候由ニ付、出勤之上手前方知せ可申趣返答いたし候事

晴 同六日 夕番 神山へ願 風呂

一 九ツ時之御供揃御忍御野懸、御馬ニ而目白臺御屋敷へ御立寄、夫方所々御乗廻被遊、四ツ谷焼跡等御覽ニ而、夕七半時御帰殿被遊候事

騎馬 御供 熊谷 金澤 岩瀬 阿部  
 一 九時比方他行、神明ニ而柳川豊後大椽力手ツマヲ見ル、夫方買物杯いたし、神明前方々見物いたし、帰邸六時

雨 同七日 昼詰泊

一 太守様先月廿九日、室津御着岸之御到来ニ付、今日御重入御服紗御半袴御召、於厂御間御吸物御酒、御肴老種被遊御祝候此御祝ニ付同役御歡謁等無之、御給仕服紗半袴着

一 名和桂助、小瘡ニ而引入申候付、同人引入中御読書之節ニ御附も同様懸り方一人宛罷出候様、御附堀内方噂いたし候事

晴 同八日 助夕番

一 御習書侍ス  
 一 御読書侍(通鑑六枚、詩経)

右者御近習御次支配頭分職被仰付候旨、上二而伺候事

一 御目附小堀、明日御用有之候付人数少く、依而同役方御夜詰加勢いたし候事、尤

半夜也 御側寝之者九時迄、中寝之者八時迄、詰所寝へ起不申事

一 当月朔日立之御飛脚、昨日着、今日家書相達候事

雨 同二十五日 明番 御給仕稽古 今日方始り

一 今日御給仕稽古、年頭方初二付、失念之人有之、且亦御二方一遍持候而参り不申、当番有之候付、狩野尊御小姓役御近習者専門之御奉公者御給仕稽古、御櫛上之事而已二付、以来申談右様之儀無之様との事二候

一 御目附小堀敬五郎、今日同役被仰付候事

霽 同廿六日 夕番 金澤方返勤を取

一 四ツ時比方他行、輻引之傘を求ム、代三百六十二文、方々へ参り、帰り大湾楼ニ登り六半時帰邸

一 謡稽古、黒川市右衛門へ参り候事二付、御附堀内方組脇吉田へ咄合相済、狩野杯心配にて六平太内弟子へ之御附届、一兩丈御附届ニ相成候筈にて、其余ハ自身共方足候筈にて、其咄合も相懸中致、根役吉田へも引入中ニ候へとも一応咄置候事

晴 同二十七日 昼詰泊

一 御屋形様今朝六半時之御供揃二而、目白臺御屋敷江被遊御出候二付、若殿様二者同五ツ半時之御供揃御袴御忍御馬ニ而同御屋敷江被為入候、尤奥御締二付同役御供者御庭内等へ不召出休息いたし居候事、御帰座者御步行二而御野懸ニ而神楽坂毘沙門之縁日之由二而、爰ニ而草花等御買上、御帰殿五ツ時前

御屋形様者御帰座六半時比 御出之節計り

騎馬御供 田代 原田 金澤 右田代・原田者御帰座之節、歩御供相勤候付騎馬御供御忍御供者二点宛取候事、金澤ハ騎馬一点

一 平助へ貸置候一両、今日返却いたし候事、且縮屋へ両人之判を頼候付受合仕候事

金澤頼

晴 同二十八日 明番 夕番 御家譜

一 御定日二付被遊御書候事 紺糸入編

一 力平へ古單一枚遣ル

晴 同二十九日 夕番 助ヲ取ル

一 御定日二付論語被遊御聴候事、各処

一 九時之御供揃、御野懸御忍御馬ニ而為牡丹御覽北澤村へ御出、然処牡丹者評判と違ヒ存分被遊御覽候程之事も無御座候付、直ニ御引返し、十二相へ御出、此所にて庵の様なる処ニ御入、御文箱弁当共被召上、池之辺を御打廻り二て御立、御帰殿七ツ半時過

騎馬御供 熊谷 金澤 岩瀬 自身

一 同所ニ而池之端御打廻り之内、少々人込之処ニ而御立留り之節、歩御小姓自身金澤之間を子供一人通り抜申付、重畳奉恐入、狩野方御供御附堀内へ啗合申候処、御出先之事二付御断申上候に及申間敷段噂二付、其俣にて相済候事

一 同所ニ而駆抜之御先番も無之候付、庵へ御上り之時分、自身直ニ御跡方上り御刀を奉請取候筈候処、御刀寸斗奉請取候事成兼、無何気御入之間ニ帯剣ニ而入込候二付、右同断狩野を以同人へ同断之処、前条同様二て相済候事

陰晴交晚雨微寒

四月朔日 昼詰泊

一 式日二付御重入御袷御半袴被為召、於厂御間御熨斗被遊御覽候、其後奥江御入 見習

右者昨廿九日皆相済、直ニ見習いたし、今日被召出候事、御札御附へ申上ル 見習

一 久保又作御雇被遊御免、今日御国許被差下候

陰晴交

同二日 明番

被遊候処、脇組吉田権左衛門方御手紙差上候様申聞候間、熊谷方さし上候、卒而吉

田方自身へ右様之節ハ早速御手紙等さし上候様、左無之候而ハ御後詰之詮も無之候  
付、能々申談候様之噂いたし候事 相番神山、熊谷へ斬置

一 夕方御湯後御鬢二候

一 昨日御漁之貝頂戴被仰付候事

雨 同二十日 夕番

一 御定日二付御弓御巻藁御射方被為在候事

一 熊本町人市原宮五郎列方差上候唐墨御取出二相成、昨日御席上之御墨を摺り候事  
御茶道方御預 二相成居候

一 傘損候を繕ひ、二本榎傘や二頼候事、代百十六文之由

曇暖 同二十一日 昼詰泊

一 御席書 絹地御重物朝顔御明座石

一 御屋形様へ御乳さし上候比丘尼 長寿院 表へ被召連、御庭等拝見被仰付候  
年八十五

一 堀内方借置候語本内三十卷、外三卷今日持参返却いたし候事

雨 同二十二日 明番 夕番之助返勤 泊

一 夜御引ケ後御次番坊主を連レ御仕舞付、且御納戸役御衣桁懸りを直しに罷出候節、

同役方一人立合申筈、尤奥御床之節ハ不残列座致候由、尤当時裏御床之節ハ同役手  
形なく候間、御附役方二ノ御間二相詰居候節者御側寝之仁ハ着替ニ参り候而も宜段、

狩野噂致候事

一 三月廿三日ハ例年泰樹院様定御取越二付、今晚方御諷等差上被遊候事

一 九半時之御供揃、御忍御野懸御歩行二而、新富士方江御出、同処庵寺之老人自詠

の和歌并画を御覧二入候処、直ニ御止メ被置金子を下され候二付、大ニ難有かり候  
由、御遊之内雨降出候付、大崎御屋敷御物見へ御入御小弁当被召上、鳳臺院様御住

居ニも被遊御入、御帰殿七半時過

御供 熊谷 岩瀬

一 御小弁当之儀ハ毎も当番方頂戴仕呉候様御台所方頼候由、然処ニ少々被召上候而  
御残り有之候而も矢張例之通御附へ答て頂戴いたし候方宜由

一 御灸治被遊候付、御汁御ぬり物御団子頂戴被仰付候間、御礼御附役へ申上ル

雨夕曇 同二十三日 神山返勤 明番 夕番

御鬢二侍ス

一 山口へ小林之払方を致候事、頃日一度扨置候処、間逸猶不足之段申出候付、今

日持せ遣、書付仕出させ候事

一 唐黒 瀬金 家藏 頂戴被仰付候付、御礼御附堀内へ申上ル 此御墨之儀、一応御断申上候処、是非被下候迎御  
被遊候付、其趣茂  
才堀内へ相述ル

右田庄之助方

右者白金詰被仰付、若殿様御守役之稜々申談相勤候様被仰付被罷出候付、於厂御  
間被召出候、御召御袴計り 右召出之節、二ノ御間二人扣居候へハ宜段、堀内指圖  
いたし候二付、自身一人相詰、其外ハ詰所二下り候事

木村次郎左衛門方

右者白金詰被遊御免、龍ノ口詰被仰付候由

下り懸也

一 久保正助於小倉頓死いたし候由承ル

陰夜雨 同二十四日 田代と振替り 夕番 泊り

一 御下帯御湯之節、御取替之時分、御前二相成候方ハ白糸ニて験シ付有之、間透シ  
見候へハ相分候付、其方を前ニ差上候筈、尤右御印之方ハ御箱之内ニ而大体上ニ

有之候事

一 御定日二付於厂御間孟子講釈被遊御聴候、然処二章之内一章各聴講居候内、次章  
ハ自身へ講候様御附堀内方被仰付候間、則孟子曰矢人豈不仁函人哉之一章を講候事

右田庄之助方

二而、大体此御間之節之事ニハ曲尺ニなり不申段、噂いたし候事

曇 同十三日 明番

一 御鬢ニ候

一 清田新兵衛、原田同道、八半時比方他行、鮫洲方ニ参り、夫方大湾楼ニ登り、帰邸六半時過

雨 同十四日 夕番

一 去ル十一日、御鷹御用ニ而夕番之助を取り、大崎ニ罷出、朝五ツ時比罷帰、夫方私用ニ而他行致候ニ付、点合帳凡例之趣ニ而外勤一時前帰り候へハ、尚前之御番ニ罷出候事ニ付、我等其日之助ハ取レ申間敷、返勤致ニ而可有之段説有之候付、狩野へ打合候処、御鷹之出野ハ御買上物杯之外勤之儀ニ者参り申間敷、是ハ返勤ニ者及申間敷旨噂いたし候事

一 田代雄次郎世話ニ而古今鍛冶備考見出を求、代金拾匁

雨 同十四日 夕番

一 御櫛ニ侍

一 御定日ニ付孟子講釈被遊御聴候

一 日記を調へ候事

一 田中八之助、江戸詰中不行跡ニ付往々不被召遣、津田源八差扣、木村次郎左衛門方、茂八後御用有之たる由承ル

雨 同十五日 昼詰泊

一 式日ニ付御熨斗御祝、着座以上召出等御定例通、此節御刀自身上之御後口を廻り、御刀懸ニ差上、又御後口を廻り、御後口詰ニ加ル、其度々御後口ニて敬を致候事、例之通

一 御納戸御役人国枝喜源太世話ニて縮緬羽織之地を取寄ス、染上迄代金一両三歩ニ

朱、中之貨物加藤縮や杯ニてハ二両一步位之由、孰れも申候事

雨 同十六日 明番 風呂

一 御鬢ニ侍ス

一 日記をしらふ

晴 同十七日 夕番 平入 風呂

一 今朝四ツ時比方原田同道、妙解院江参拜、帰途御殿山を過る、桜花満開ニ而、花見の人多く集る、誠ニ江戸桜花を賞するの一所なるも理り也

陰 同十八日 御供 風呂

一 今朝四時之御供揃、御野懸御忍御馬ニ而羽根田江被遊御出、同所鈴木屋へ御入御弁当被召上、其後御船ニ而沖へ御出、蛤・ウバ貝等御取、大ニ御楽ニ而、無程汐満返し候付、元之処ニ御帰り、直ニ御帰座、田町より待合御通り聖坂之様ニ御廻りニ而御帰殿、七ツ半時過之事

騎馬御供 狩野 岩瀬 熊谷 自身

右御休ニ相成候鈴木へ御謝礼ニ方金惣御供休息所、同二方金鈴木方蛤さし上候付、其謝礼一方金都合五百疋之由

一 秋葉社御祭礼之御祝、御帰殿後於奥被遊御祝候事、御重入御廣盃ニテ上ル

一 御繕ニ相成候御馬柄杓出来ニ而、今日方御用ニ相成候

陰時々雨 同十九日 昼詰助返し 夕番金澤頼

一 今般宿次御奉書を以御鷹之鶴、太守様御拝領被遊候、為御礼御小姓頭竹原九左衛門、先月廿三日御国江差立、今日品川駅方着いたし、太守様方之御伝言、御一門衆初方之御機嫌伺有之候付、出方於表御居間被召出候、御召御継上下御刀喜鵲御杉戸外二物之御送り候節進ミ出ル

一 御定日ニ付於表御居間論語講尺御聴、此節御クシヤミ被遊、御手ニ而一寸御拭ヒ

一 御読書通鑑、御習書被為濟候上、御供揃次第御忍御野懸、御歩二而龍口御屋敷へ

御入御昼御膳被為濟、夫方浅草へ御出相候而、上野へ御廻り二而、境内二而御小弁

当被召上茶店之様ニ侍候処、下谷之方見御候処、爰より御引返御帰座、御馬御牽せ二付、幸橋より片門前迄

御乗被遊、其余惣而御歩、夕日入比御帰殿被遊候事御出四半時少し過

龍口へ御先番御供之様二御附廻り申上、龍口計駆抜

岩瀬

御供 (狩野)

(阿部)

一 小林頼置候綿入、袷二取立直し、洗張相成橋へ頼候品出来二付、代錢百五十相払候事、并同人願出候夜具一式、加藤やへ遣受取書取遣候事

一 此度生れ候家鴨之雛一羽、今日御出御留守ニ落候事

一 御鷹之儀、今日新田へ差出され御同所之方ハ今日迄二而相止候事風呂續太郎願二而今日御同処へ罷出候由

一 御出候節等は迄御用二相成候銀の馬柄杓損候に付、御手入二下り、其跡泰樹院様御用二相成居候黒塗内朱之御馬柄杓御取出二相成、今日方御用二相成候事

晴暖 同八日 夕番

御浄書既醉以酒文余以德酌後語尤願

御定日二付御家譜被遊御聴候事

一 御納戸手伝龍助方借出候黒漆太刀、今日持参、御納戸ニ而同人ニ返却致候事

一 金算出候小柄身并段付之瓜取鉢、今日求候事(小柄二匁五分、鉢二匁)

晴 同九日 昼詰泊

御習書二侍ス

御髪二侍ス

御定日二付於表御居間論語講尺被遊御聴候事御継上下名和桂之助

不時御馬事

一 清田新兵衛御小屋ニ而鑑定会あり、見物迄ニ参る

一 山形紋附飛色袖之染物出来、地五十八匁、染代拾二匁

一 今日御昼御膳之節、鴨之焼鳥を召上り之御箸二而御挾頂戴被仰付候事

晴陰交 同十日 明番 御供前之処、神山へ頼

一 今朝四時之御供揃、御忍御野懸御歩行ニ而上野江被遊御出、和泉屋何某と申名之

亭ニ御入、御弁当被召上、左候而浅草ニ御出、吾妻橋御渡り向地川伝二両国橋へ御

通り、廻向院ニ共御立寄ニ而七ツ半時比御帰殿被遊候事

御飛脚着、二月十三日立

晴麗 同十一日 夕番

一 大崎御屋敷江御鷹忘仕舞として被差出候付、出役自身老人、今曉七半時過方打立、大ニ都合宜、二夕裾共に鴛鴦ニ而相満、直ニ喰せ相仕舞候事、日ノ出過御小屋ニ罷

帰候而、五御座候事今日自身合方大ニ宜由二御鷹匠上野貞八イサキイ仰奉ノ利とふ恐入たる御手際と稱賛致候、去秋以來御鷹ニ罷出、此度にて一ツ度すられ候事

一 今日御飛脚立候二付、家書品物を仕出

一 五ツ半時比方神山、上野久、大槻又兵衛、小堀敬五郎、上野貞八同道曲馬見物二

両国へ参る、伎芸感称ニ堪たり、其余種々見物いたし、支度等も両度致、夜六半過

帰邸いたし候事

陰時々雨 同十二日 昼詰泊 風呂前

一 今日御櫛二候ス

一 太守様江被差上候御書之御花押を居へ候事

一 御近習方御蔵之儀者御用之節々下横目同道致、御道具出入いたし、御戸前封印ハ

御近習方御役人之封印ニ而、同役方封印ハ不致究り之事

一 三月三日ニ記有之候御硯蓋之儀、狩野尊、一御間之儀者御給仕も御式正通二者参

り兼、大体御便利を専として臨機応変ニ事態替り候二付、記六ニ後日之見合ニも

致可申事ニ無之、既ニ一汁三菜之御膳ニ御銚子中座と申事ハ一切無之処、一御間之

節ハ中座御献致究りなしにて、召上被為候丈ヶ半之数ニ上候二而其余類推すへき事

雨 同二日 夕番 風呂前

一 染物代五両、河内や諸弘方之内式朱、大坂へ払候事

一 御定日ニ付御槍術之御稽古、其節御手を御請し被遊候ニ付、御茶ニ添居候御水を御茶瓶にてさし上候処、御手拭無之付、以来首拭か御手拭を御稽古之節持参り可事

一 昨日於新田御取上ニ相成候江鮒、今日御供御先番之面々へ頂戴被仰付候事

一 正月廿九日立之成瀬十助列、二月六日室積之湊一里計沖にて難船いたし、相船

(現山口県光市室積)

十三人之内九人溺死いたし、十助初上下四人者無恙陸ニ上り候段注進有之たるよし、昨夜熊谷家来卯五郎より承ル

晴 同三日 昼詰泊り

一 上巳ニ付当番、昼詰計、服紗野袴に而出勤、四半時比御召替花色御服、紗御半袴、於表御居間

左之通御祝御居間ニ而之御のし御式日通り

一 菱御餅御三方 自身

一 組附御肴 金澤 邊

御三方塗御盃

一 御古御盃 原田九郎兵衛

一 瓶子 田代雄次郎

一 御臺引 自身

被為済引統例之通着座召出、九半時比於厂御間一汁三菜之御膳、御吸物、御酒、

御肴一種、御硯御硯ふた一人持出、一人御へきニ御小皿持出、御硯ふた持出候者ニ渡し引取、御硯ふた持出之者御継上等例之通ニサし上候、此後不審、篇与承合セ可申事被遊御祝

候、自分今日菱御餅御給仕いたし候ニ付、例之通下横目ニ申付御台所ニ懸合、御

餅頂戴いたし惣容配当頂キ候事

一 山形紋付之黒服紗、今日方着初メいたし候事

陰寒 同四日 明番

一 殿中ニ家鴨之雛昨朝方かい込候処、今晚迄ニ六羽生れ揃候事

一 金澤方遣候越前兼徳之刀、今日清田へ多吉参り候付返し候事

一 内野鉄之助、御鷹御用ニ而清田へ参り候付肴相携参り、緩々嘶候事

晴 同五日 夕番之処、神山へ頼、他行

一 朝飯後日記を調へ申候事

一 九時比方熊谷同行、西ノ久保唐物屋ニ参り候処、望之品無之、依而引返し、芝山内通り水天宮江参り候事、其通切通しニ而方々見物いたし、爰ニ而日も巳ニ七ツ時過ニ相成候付、早々麻布之方へ参り、雑式ニ而飯を仕舞、善福寺前方古川端ニ出候

処、暮景中々宜敷、大ニ鬱腹そゝき申候付、放歌散步ニ而所々ニ休ミ、御屋敷内ニ入り候ハ六半過也、堀内ニ御門前ニ而行逢、同道ニ而島田へ立寄、五ツ少ニ而御小屋へ帰り申候事

陰夜雨 同六日 昼詰泊り 風呂前

一 今日一橋様御上臈御老女、年明始而白銀御裏江罷出候付、四ツ半時比御継上下御服紗ニ而奥江被為入候事

一 右ニ付御櫛之儀、成丈ケ宜く御出来ニ相成候との事ニ而、金澤明番之処、自身へ早替り頼ミ候而、さし上呉候様との旨被為頼遣候へとも、自身も甚々迷惑いたし候付、当前ニ替合ニ而請前之御番之節御櫛被遊候へハ、其当前々々方さし上度、依而断申候付、尚朝金澤御番之内御櫛被遊候ニ付差上申候処、奥より存寄有之候由ニ而、上直しの儀阿部江被仰付候、此節御櫛番自身、阿部ハ差入之処ニ而いたし候事

一 右ニ付、白金御裏ニ而茶蕃狂言有之候由ニ而、今晚御引ケ九ツ時比

一 右ニ付、御召之儀少シ御丈ケ短く有之候付、三寸計御延ニ相成、御袴者御出御召

之方ばかり御延ニ相成候との事ニ御座候

一 三河やへ通前之内、老歩弘方致置候事

一 御庭内ニ御養ニ相成居候驚、先日方糞詰りニ而不食ニ有之候ニ付、上野貞八ニ御預ニ相成居候処、色々養生仕候へとも寸斗宜相成不申、次第ニ衰へ相増候付、新田へ御放ニ相成候而ハ如何可有御座哉之段申出候旨、狩野方申越候付、其段御附へ嘶居、伺濟ニ相成候付、明日放方いたし候様、自身紙面相認、貞八へ相達候事

晴 同七日 明番 直ニ神山へ昼詰之返納、并夕番岩瀬之助

(凡例)

- ・判読不能文字は「■」を用いて示した。
- ・補足情報は( )を用いて記した。
- ・適宜句読点を付けた。
- ・割注書は可能な限りこれを再現した。

戒謹

- 一 凡百事忘本勿縱放
- 一 公私事與人勿爭堪忍以為心
- 一 勿語人惡勿媚諂勿犯長上
- 一 職事勿怠勿好安逸
- 一 飲食勿過度臨下以嚴愛

(表紙)

「嘉永四辛亥歳三月朔日ヨリ

公私 日記

吉田

凡例

- 一 凡公事者從昂私件者從低使便搜索且不忘本之一戒
- 一 公事後日以為例目者別為詳記尖冊中為略記

(表紙裏)

「一 御射術 十之日

一 御馬術 三七ノ日 内七日廿三日曲木様御出御定日

一 御劍術 六ノ日 内六日廿六日柳生様御代見罷出候筈

一 御槍術 二ノ日

一 論語講釈 九ノ日

一 孟子同 四ノ日

一 御家譜 八ノ日

一 御謡舞 五日、九日、十三日、十九日、廿七日

一 御習書伺 大槻彈藏方 五日、十八日

同役名前

一 鵜野太郎左衛門 二 吉田軍助 三 本間治兵衛

四 神山喜一郎 五 熊谷伝之丞 六 田代雄次郎

七 金澤邊 九 岩瀬猶太郎 十 小林半太夫

十一 自身 十二 原田九郎兵衛 十三 阿部小才次

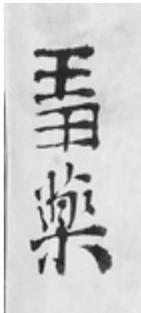
八 小堀敬五郎 中山左次右衛門 熊谷者六月朔日 入替被仰付候事

嘉永四辛亥年三月朔日 御先番 晴

細川春徳 太守様 御年御四十八子

のち細川慶順 若殿様 御年御十七末

一 今曉七半時之御供揃、御忍御野懸為御放鷹、平井新田御屋敷江被遊御出候、御出懸永代橋迄御步行、夫方御乗馬、到新田、当年初而御入二付御熨斗御床之上二三差上置、御帰座後取下ヶ候事、御挙真鴨一ツ、朝夕御先番之面々江合方被仰付候間、御脇鷹二而真鴨三ツ獲物有之候事、且亦自身者御網を打候様被仰付、将又惣御供御先番へ御酒御すし等頂戴被仰付候間、御札御附堀内へ申上候事、自身者御先番二罷越、曉八半時方踏出、夜四ツ時前帰邸いたし候事



■ (計数文字) 薬

(脱落貼札)

「澄之助様 御年御十三 亥 (のち細川康久)

寛五郎様 御年御十二 子 (のち津堅承助)

金丸丸様 御年御十 寅 (のち長岡重忠)

1 熊本博物館『熊本博物館館報 No.22 二〇〇九年度報告』（二〇一〇年）。  
なお、本稿中で引用する吉田家資料の資料番号は、当該整理目録掲載の番号と一致する。

2 熊本博物館『熊本博物館館報 No.28 二〇一五年度報告』（二〇一六年）

3 熊本博物館『熊本博物館館報 No.26 二〇一三年度報告』（二〇一三年）

4 熊本博物館『熊本博物館館報 No.27 二〇一四年度報告』（二〇一五年）

5 前掲『館報 No.27』「I. 学芸活動」参照

6 六月二九日条。同日条では夏の暑さのために、予め許可されている二回以外にも門外への外出を許可する旨が伝達されている。

7 例えば、嘉永元年日記（前掲『館報 No.28』）の江戸への行程においては、各日条で出発時刻、昼食／休憩場所、宿泊場所の記録が主要な内容となっている。

8 日記中では「柳生銚之助」とあるが、年齢が一五歳で、高家「玉田」（武田の誤りカ）から柳生へ養子に入ったとの記述により、大和柳生藩一二代藩主柳生俊順と考えられる。

9 四月四日条では太守様（斉護）への書状を手伝っているが、「御書判を居ル」との記述があり、訓三郎の花押を代筆することもあったようだ。なお、嘉永四年八月一日には鳩太郎を「御朱印懸・御代筆」へ任じる旨が申し渡されている（吉田家文書30）。

10 垣塚文兵衛「官職制度考」（武藤巖男他編『肥後文献叢書 第一巻』所収、歴史図書社、一九七一年）によると、「小姓組」の説明として「此官平日頭の支配を受けて君公出行の時供奉するなり又所々江の使節を勤め賓客饗燕の時酒配膳の事を勤む」とある。また、「近習目附」の説明には「此官日夜 君の左右に当直して不寝番を勤め湯沐進御の政を弁す」とある。鳩太郎ら若殿近習役の職務内容は、これら小姓役と近習目附などの職務内容を含みこむような広範にわたるものだったとみられる。

11 三月二四日条では「御下帯」（禪）取り替えの注意事項が記されている。

前面には白糸で目印がつけてあったらしく、さらに下帯を納めた箱では前面を上にしておくなど、表前後の取り違えがないように工夫されていた。鳩太郎たち近習役は、訓三郎の下帯の取り替えまで担当していたのである。

12 狩野太郎左衛門は当時若殿近習役（西山禎一編『熊本藩役職者一覽』（細川藩政史研究会、二〇〇七年））。

13 木下泰葉「史料紹介 関家・宇野家文書」（熊本城調査研究センター『熊本城調査研究センター年報』、二〇二二年）。熊本城調査研究センター所蔵「関家・宇野家文書」（熊本博物館保管）は御小姓組、御給仕役、御近習御次組脇役などの職務経験者を輩出した藩士・関家に伝来した資料群で、御礼関係の資料だけでも七〇点余りを数える。一部の御礼関係資料は、やはり御小姓役を務めた同役宇野家から関家へと譲られたものである。御礼に関する資料が、御小姓役間で共有されていたことが明らかである。ちなみに、鳩太郎の万延元年日記（吉田家文書39）によると、宇野貞雄は鳩太郎と同役になっている。

14 九月一日条の「御額直し」については、吉田家文書177「若殿様御角入御袖留之図」（嘉永四年九月一日作成）が残されている。また、吉田家文書178「御目見御元服後太守様同道御参詣図（本覚院図）」（嘉永四年一月二二日作成）なども、訓三郎の元服に関連して作成されたものだろう。

15 十一月一〇日の接待においては「仙台様」（伊達慶邦）、「藤堂和泉守様」（藤堂高猷）のほか、「公義御絵師南溟」（春木南溟）、「増山様」（伊勢長島藩主・増山正修）お抱えの画師が同席している。

は総出で「大掃除」を行っている。その後、年頭の習礼なども済ませつつ（一二月二一日）、主従ともに多忙であった嘉永四年は年の瀬を迎えることとなった。

おわりに

以上、嘉永四年の吉田鳩太郎日記について、簡単な紹介を行った。資料分量の都合上、本稿で紹介できたのはほんの一部に過ぎない。しかし、本稿で見た通り、当該日記からは世子に仕えた近習役の職務内容などを具体的かつ詳細にうかがうことが可能である。近習役たちが職務に際して先例となる「手控」を重宝し、広く共有していた様子（さらに「手控」に依存した弊害）なども明らかとなった。

世子・訓三郎が元服を果たした一件は、当該日記中でも大きなトピックとなる出来事であるが、その具体的な経過・様相を各日の記録から追うことが可能である。他年分の日記と同じく、鳩太郎が記した日記は当該期における貴重な諸情報を収載するだけでなく、世子・訓三郎や鳩太郎ら近習役の江戸での暮らしぶりの鮮明な記録であるといえるだろう。この後も鳩太郎は「若殿様」から「太守様」となった慶順の側近くに仕えることとなる。「万延元年（一八六〇）に齋護が死去し、慶順が藩主就任」。文久二年（一八六二）七月、鳩太郎は御小姓役根役、御給仕役根役に任じられる（吉田家文書30）。こうした昇進の前提に、本稿で取り上げた嘉永四年のような勤仕の日々があったものだろう。

共にしている。このころから訓三郎元服の儀式の準備が具体化していく。七月一九日には龍口御屋敷へ江戸城詰め「御城坊主」が召し出され、斉護との謁見が行われた。この場には訓三郎も呼び出されており、將軍との謁見に係る「御習礼」を御城坊主に依頼する手筈であった。しかし、一七人の御城坊主衆はこの日の「御習礼」は断り、一先ず挨拶だけとなった。「御習礼」のための付届だろうか、このとき御城坊主それぞれに九曜紋付の御袷、縮緬羽織が下賜されている。

八月二日、訓三郎は父・斉護同道のもと「御用番老中」の牧野備前守（越後長岡藩一〇代目藩主・牧野忠雅）、「御非番老中」の松平伊賀守（信濃上田藩六代目藩主・松平忠固）を訪問し、初めての対面を果たしている。龍口屋敷へ帰館後、御城坊主が同所を訪れて「御目見」の習礼を訓三郎へと授けている。いよいよ將軍への御目見の準備が開始されたのだが、この日は「御祝」として御用人、御附役が全員召し出され、酒肴が振舞われている。

八月一三日にはやはり斉護と同道して、老中の阿部伊勢守（備後福山藩七代藩主・阿部正弘）、松平和泉守（三河西尾藩四代藩主・松平乗全）、久世大和守（下総関宿藩七代藩主・久世広周）への挨拶に赴いている。この日、阿部正弘は「御勤客」日により他家の人々で大混雑していたため、鳩太郎ら御供役は目論見が外れて難儀している。同日条には訓三郎が「御途中ニ而御眠り被遊候節」の対処法として、御供役が一先ず眠る訓三郎を覆い隠し、緊急の場合は御供役が直接訓三郎の目を覚ましてよい、との旨が書き付けられている。年若い訓三郎にとって、老中たちへの初めての挨拶回りは思わず眠気を催してしまうような、なかなかの苦役であったようだ。その後、八月二二日も龍口屋敷で奏者番（松平勝道・青山幸哉・松平信義）への挨拶を済ませ、御目見の習礼を行っている。

そして九月一日、訓三郎は斉護とともに江戸城へ上り、無事に將軍家慶との御目見を果たす。老中と同道のうえ、西丸へも上って挨拶回りを

済ませた。鳩太郎は將軍との御目見の進行について、「別ニ子細ニ録」するとしている。現状においては吉田家資料中に直接該当しそうな資料を見出すことは出来ないが、恐らく当日の人物配置や儀式の進行などを「手控」的に別紙にまとめたのだろうと推測される<sup>14</sup>。

訓三郎が風邪を引いたためにやや日延となったものの、九月一日には「御額直し」（前髪の角の髪を剃る、半元服の儀式）を終えている。翌一二日、御城坊主七人が白金屋敷広間を訪れ、改めて元服の習礼を訓三郎へと授けている。

九月一七日、龍口屋敷において、「御元服」を申し付ける奉書が訓三郎へと読み渡された。帰途には再び老中への挨拶回りを行っている。そして翌一八日、訓三郎は暁七時（午前四時頃）の供揃いで江戸城に登城する。元服の儀礼を無事にすませると、「従四位下侍従」に叙され、官位として「右京大夫」が与えられた。將軍家慶より一字を拝領し、実名は「慶順<sup>ヨシユキ</sup>」と改められた。

諸拝領物を受領し、帰途において老中への挨拶を済ませ、龍口屋敷へ立ち寄った。一行が白金屋敷へ戻ったのはようやく七半時（午後五時頃）で、表御居間で二汁五菜の祝膳を取った。この日は「御飯物御酒御肴」が一統に振舞われた。訓三郎（慶順）元服という慶事により、この後数日にわたって「若殿様御目見并御元服」の御祝が龍口屋敷などで催されている。

九月二六日には龍口屋敷において、慶順の「御前髪御執」の儀式が執行された。儀式後、藩主斉護へ干鯛と「御前髪」を載せた三方を進上するが、この給仕は鳩太郎が勤めている。

その後、慶順は他家を訪問したり（一一月九日・一二月一九日）、龍口邸で斉護とともに他家をもてなしたり<sup>15</sup>（一一月一〇日・一二月二六日）と、次第に大名家間の交際への出番を増していく。

一二月一三日、「御煤拂」として慶順は祝膳を取り、鳩太郎たち近習役

また、上巳や端午節句の祝いなど、「御祝」の食事が頻繁に行われていた様子も日記からうかがえる。近習役はそれぞれ他家の御客をもてなす接待など特別な食事もあり、時には礼儀作法や配膳順序などの稽古を必要とするものであったらしい。

### 近習役と「手控」(先例記録)について

六月二二日条の日記において、鳩太郎たちが「土用入」の食事の配膳を担当した際の出来事が記されている。従来右側に差し上げていた御盃を、近年「御向詰」(主人の向かって正面奥)に差し上げるようになったことに気づかず、鳩太郎は先例通り右側に出してしまった。同役の小堀も、この時の給仕において「無調法」があったらしい。翌二三日、鳩太郎は根役の狩野(太郎左衛門<sup>12</sup>)から、近習役が参照する「手控」に誤った記述があるため、御給仕の「仕損」も起きるのだ、と注意を受けている。鳩太郎は慌てて同役・吉田軍助のもとを訪れ、年中の「御祝」配膳の手控について全ての照合を行っている。だが、給仕の間違いは重大事となったようで、鳩太郎と小堀は二四日に身分上の伺いを差し出している。

支配頭に伺い書を差し出したところ、結局「夫ニハ及不申」との判断が下された。しかし、同日に組協の吉田権左衛門から鳩太郎と小堀は呼び出され、改めて苦言を呈されている。「給仕の間違いについてだが、近習役は普段「手控」に頼りきってしまい、根役との打ち合わせも不十分である。給仕の間違いはわずかなことなので身分伺いには及ばないが、職務上での各人の関係が疎かになっていくように思われる。今後はきつと心を込めて精勤するように」との支配頭からの言葉が伝えられた。なお、具体的な指摘はないものの、訓三郎の外出への随行においても(「訓三郎を」敬う心が足りないように見受けられる。太守様と同様に敬うように)との注意も与えられた。

当該日記「凡例」で見た通り、鳩太郎は儀礼や食事配膳などの際作法など後年参照すべき事柄については、詳細を別冊の「手控」としてまとめることとしている。さらにこれらの「手控」は同役中で情報を共有するほか、先例を書写して職務に備えておくことが近習役の常識だったようだ。これを証するように、吉田家資料中には数多くの「手控」が残されている。しかし、この一件で叱咤を受けている通り、鳩太郎たちは恐らく自分たちでも無自覚なまま先例主義になじみすぎてしまい、「手控」の丸暗記を行うだけで、諸手順の確認などが疎かになってしまったものだろう。「敬心」が足りない、と注意されているように、訓三郎と常時行動を共にする距離感の近さも、次第に職務上の緊張感を弛緩させることにつながったのかもしれない。

しかし、近習役の職務のなかで、「手控」が極めて重要な役割を持っていたことは注目すべき事柄である。藩主などの近習役を務めた藩士の家文書中においては、さまざまな行事における人物配置図、作法、段取りなどが記された「手控」を目にすることが多い<sup>13</sup>。鳩太郎たちが職務の頼りとしていたように、小姓役/近習職務に携わる藩士たちの間で「手控」は重宝され、広く共有されていたとみて間違いないだろう。江戸時代後期に至り、次第にマニュアルとして「手控」が硬直化してしまった結果、このようなミスも発生することになったものと考えられる。

### 訓三郎の将軍お目見と元服

嘉永四年の本日記中において、一つのトピックとなるのが世子訓三郎の元服である。訓三郎に課された過密な文武芸の稽古も、元服に向けての準備の一環と考えられる。

六月二八日、「若殿様御目見」(当時の将軍徳川家慶との謁見)を知らせる使者として、家老有吉市郎兵衛が白金屋敷を訪れる。同日は訓三郎の誕生日でもあり、藩主斉護も白金屋敷を訪れ、祝いの食事を訓三郎と

が、各日条においては「公事」（職務上の記録）を優先的に記録し、「私件」に従属的に扱うこととしている。さらに「公事」の事柄で後日の参考となるような事例については、別冊に詳細をまとめる旨を記す。この点において、当該日記は個人的な記録物というより、職務上の記録という意味合いが強いといえる。なお、鳩太郎日記は他年のものも記述量の多寡こそ相違するものの、同様の要素が色濃いことを付記しておく<sup>7</sup>。

日記中の記述を見る限り、同僚たちとの輪番交代制は概ね明番、昼詰、夕番、泊（一泊）という一日四区分に分割されていたようである。昼詰・夕番は一泊を伴う場合もあり、勤務が長時間に及ぶこともあった。ただし、出勤当番についてはある程度近習役の当人たちに裁量権が与えられていたようで、日記中には頻繁に勤務順番を同僚の誰かに頼んだり、または「助返し」（勤務補助のお礼として出勤）するといった記述が見られる。非番となる時間は江戸市中所々への買い物に出かけるほか、神明（芝神明）まで見物に出かけたり（四月六日条）、同藩他役の小屋まで刀剣鑑定会に出かけたり（四月十四日条）と、気晴らしを行うことも多かったようだ。

### 「若殿様」近習の役目

表紙裏には訓三郎が日々修練する文武芸の科目が列挙されているが、これによると射術・剣術などの武芸が月に約一三日、論語講釈などが九日余という日割であった。馬術はこの年の五月一五日に曲木仙之助へと入門を果し、剣術は五月二四日に柳生俊順<sup>8</sup>へと入門している。御能の謡稽古は月に五日、十二世喜多平太の指導を受けている。訓三郎の修練はなかなかの過密ぶりだが、近習役の鳩太郎たちもこれらの修練に立ち会っている。さらに訓三郎の髪の手入れをはじめ、食事の配膳、お忍びでの外出には数名で同行して御供役を務める。のちに鳩太郎は訓三郎の書状代筆までも担うことになる。が、近習役の職務内容は極めて多岐にわたり、まさしく「若殿様」の身の周りの世話全般を行っていたことが

わかる<sup>10</sup>。

三月二日条によると、訓三郎が定日の槍術稽古の際、手元を叩かれてしまうことがあった。これを見た鳩太郎はすぐに痛所を冷やすため、御茶瓶で水を差しあげた。しかし、手拭の用意がなかったために拭き上げるのに不便してしまった。鳩太郎は「以来首拭か御手拭を御稽古之節持参り可事」と書き付けている。

また、三月一九日条では、定日の論語講釈を受講していた訓三郎が不意にくしゃみ（「御クシヤミ」）をしてしまう。訓三郎はそのまま何気なく自身の手で口元を拭ってしまった。これを見ていた組脇の吉田権左衛門が「御手紙（懐紙）を差し上げるように」とすぐに命じ、近習役の熊谷が紙を差し出した。講釈の後、吉田権左衛門は鳩太郎に対して「あのようなきはすぐに御手紙を差し上げるように。そうでないと後ろに詰めている意味もない。このことを同役中でよく話し合うように」と諭している。近習役は職務上、日ごろから細かな気遣いが必要とし、世子の品位を保つ役目も担っていた様子がかがえる<sup>11</sup>。

日記中では訓三郎が頻繁に「御忍」で江戸各所へ出かけていた様子が記録されているが、既述の通り近習役もこれに随行している。三月一日条における平井新田御屋敷（深川）での「御放鷹（鷹狩）」をはじめ、鮫洲（品川区南品川）に流れ寄せた鯨の見物など、目的や行先は様々である。羽田沖での蛤・姥貝取りなど（三月一八日条）、訓三郎の気晴らしで他出することも多かった。牡丹見物に北沢村（世田谷区上北沢・下北沢）に出かけた際（三月二九日条）は、池端の人混みを巡っているときに鳩太郎ら近習役の間を子どもが走り抜けるというハプニングに遭遇している。鳩太郎は処分を恐れてすぐさま御供御附の上役へと申し出るも、「出かけ先でのことなので申し訳には及ばず」と事なきを得ている。世子の側近くに勤務することは、常に一定の緊張感を伴うものであったと推測される。

## 【資料紹介】

### 吉田鳩太郎「嘉永四年公私日記」について

木山貴満

はじめに

熊本博物館所蔵の吉田家資料は平成一四年（二〇〇二）に寄贈された資料群で、総点数五五一件余に及ぶ古文書資料と諸資料（漆器・衣類など）で構成される。このうち古文書資料については、すでに当館館報において資料解題／目録を公開している（大浪和弥「熊本博物館所蔵の吉田家文書」<sup>1</sup>）。これまで近世後期／明治初期にかけて吉田鳩太郎（如雪）が記した嘉永元年（一八四八）の参勤日記<sup>2</sup>、慶応三年（一八六七）「上京公私諸控」<sup>3</sup>、明治一〇年（一八七七）日記<sup>4</sup>をそれぞれ全文翻刻のうえ、資料紹介を行ってきた。二〇一四年にはこれら資料翻刻などの成果をもとに、企画展「鳩太郎がゆく！ 肥後藩士吉田鳩太郎が見た幕末維新」を開催している<sup>5</sup>。今回は鳩太郎が記した日記のうち、未紹介となっていた嘉永四年（一八五一）「公私日記」（吉田家文書395）を取りあげる。

吉田家初代となる吉田美作は、もともと会津藩初代藩主の蒲生秀行に仕えていた。蒲生家没落ののち、美作嫡子の作兵衛が加藤清正に召し出されて熊本へと移住。さらに慶安二年（一六四九）、四代目の吉田半左衛門が知行一〇〇石で細川綱利に召し出されたことから、以降は細川家臣として定着することとなった。父・鷹之允の代には擬作一〇〇石を給されるようになっていたが、これは細川家臣団全体の中では比較的下位に属するといえるだろう。吉田鳩太郎は、文化一三年（一八一六）にこの鷹之允の嫡子として出生した。弘化三年（一八四六）、鳩太郎は御合力米二〇石五人扶持で組附御中小姓へと召し出される。家格に応じ、鳩太郎は組附御中小姓という職位からそのキャリアをスタートすることとなっ

た。弘化四年（一八四七）、「二丸御広敷御番」に任じられた鳩太郎は、藩主斉護の二男・訓三郎（のちの藩主慶順）の側近くで勤務することとなった。嘉永元年（一八四八）四月一四日、訓三郎の兄・慶前の急死により、家督権継承者の次位にあった訓三郎が世子の座に就くこととなり、急遽江戸へと上る。鳩太郎がこの参府に随行したことは、嘉永元年参勤日記の解題で述べた通りである。二か月近くの行程を経て江戸参府の御供役を無事に果たした鳩太郎であったが、江戸到着当日の九月七日、中老・沢村宇右衛門より「直ニ詰込被仰付、詰中訓三郎様御勤当分」へと任じる旨が命じられた（吉田家文書3015）。

鳩太郎は新たに世子となった訓三郎の御側附としてそのまま江戸詰め身となった訳だが、翌嘉永二年（一八四九）には「近習本役」へと転役している。本稿で紹介する「嘉永四年公私日記」は、近習役となった鳩太郎が江戸詰めを開始してから三年半後という時期に差し掛かった頃に起草されたものである。「若殿様」＝訓三郎は当時一七歳、鳩太郎は三五歳となっていた。この年藩主の斉護は齢四八歳を迎え、国許で越年していたが、訓三郎の元服儀式などのために三月下旬には熊本を出発して江戸へと上る。以下、当該日記中でトピックとなる出来事、当時鳩太郎たち近習役が担っていた職務内容がうかがえる日記記事などをいくつか紹介したい。

#### 白金屋敷での勤務

当時江戸で世子・訓三郎は白金の下屋敷（現東京都港区高輪一丁目）に居住しており、鳩太郎は同僚の近習役一三名とともに輪番交代制で同屋敷へ出勤し、「若殿様」の身の周りの世話にあたった。鳩太郎たち近習役には「御長屋住居」が宿舎として与えられていたようで、ここが近習役たちの生活の拠点となった。

なお、当該日記の冒頭において鳩太郎は日記の「凡例」を記している